

川場村第2期子ども・子育て支援事業計画

＜最終案＞

※2020/02/10 現在

令和2年3月

川 場 村

はじめに

我が国の人口構造の少子高齢化がさらに進展し、核家族化や共働き世帯の増加、地域住民のつながりの希薄化などにより、子育ての負担や不安、孤立感の高まりなど、教育・保育をめぐる子育て支援のニーズが多様化しています。

こうしたなかで、子ども・子育て支援に関する様々な課題を解決するため、「子ども・子育て支援法」をはじめとする関連立法に基づき、本村においては「かわばの子どもは川場の宝」を基本理念とする「川場村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、新たな制度のもとで認定こども園の創設など、子ども・子育て支援施策を総合的に推進してまいりました。

このたび、令和元年度をもって同計画期間が終了することから、「川場村第2期子ども・子育て支援事業計画」を策定し、新たな計画のもとで、次代を担う子どもたちの健やかな成長と、その親が安心して子育てできる環境づくりを、行政と地域全体で推進していくこととなりました。

家庭、地域、学校、関係機関そして企業等のみなさまと連携しながら、本村の将来像である「安心して生み・育て・働ける環境整備」を図り、『全村民幸福の村づくり』をより一層前進させ、引き続き、努力してまいります。

終わりに、今回の計画策定にあたり、貴重なご意見をいただいた「川場村子ども・子育て会議」の委員の皆様、ニーズ調査にご協力いただいた保護者の皆様方に心から感謝申し上げますとともに、今後とも、より一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年3月



川場村長 外山 京太郎

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の位置づけ.....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制.....	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題.....	4
1 統計データからみた現状と課題.....	4
2 アンケート調査結果からみた現状と課題.....	12
3 課題の総括.....	17
第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方.....	18
1 計画の基本理念と3つの視点.....	18
2 基本目標と施策体系.....	19
第4章 子ども・子育て支援策の展開.....	21
1 地域における子育て支援の充実.....	21
2 教育環境の整備.....	24
3 母子保健の充実.....	26
4 子ども・家庭の状況に応じた支援.....	29
5 子どもや子育て家庭を支える地域づくり.....	32
第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定.....	33
1 近年の出生数と児童人口の推計.....	33
2 教育・保育提供区域の設定.....	34
3 幼児期の教育・保育及び地域型保育事業.....	34
4 子どものための教育・保育給付.....	35
5 地域子ども・子育て支援事業の提供.....	37
6 子ども・子育て支援策に関するその他の推進方策.....	43
第6章 計画の推進体制.....	44
1 計画の推進体制.....	44
2 進捗状況の管理.....	44
資料編.....	45
1 アンケート調査結果の概要.....	46
2 川場村子ども・子育て会議における審議経過.....	54
3 川場村子ども・子育て会議設置要綱.....	55
4 川場村子ども・子育て会議委員名簿.....	57

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済のあらゆる面に大きな影響を与えるものとして懸念されています。また、核家族化の進展や地域におけるコミュニティの希薄化によって子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化し、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことができる社会の構築など、子育て・子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

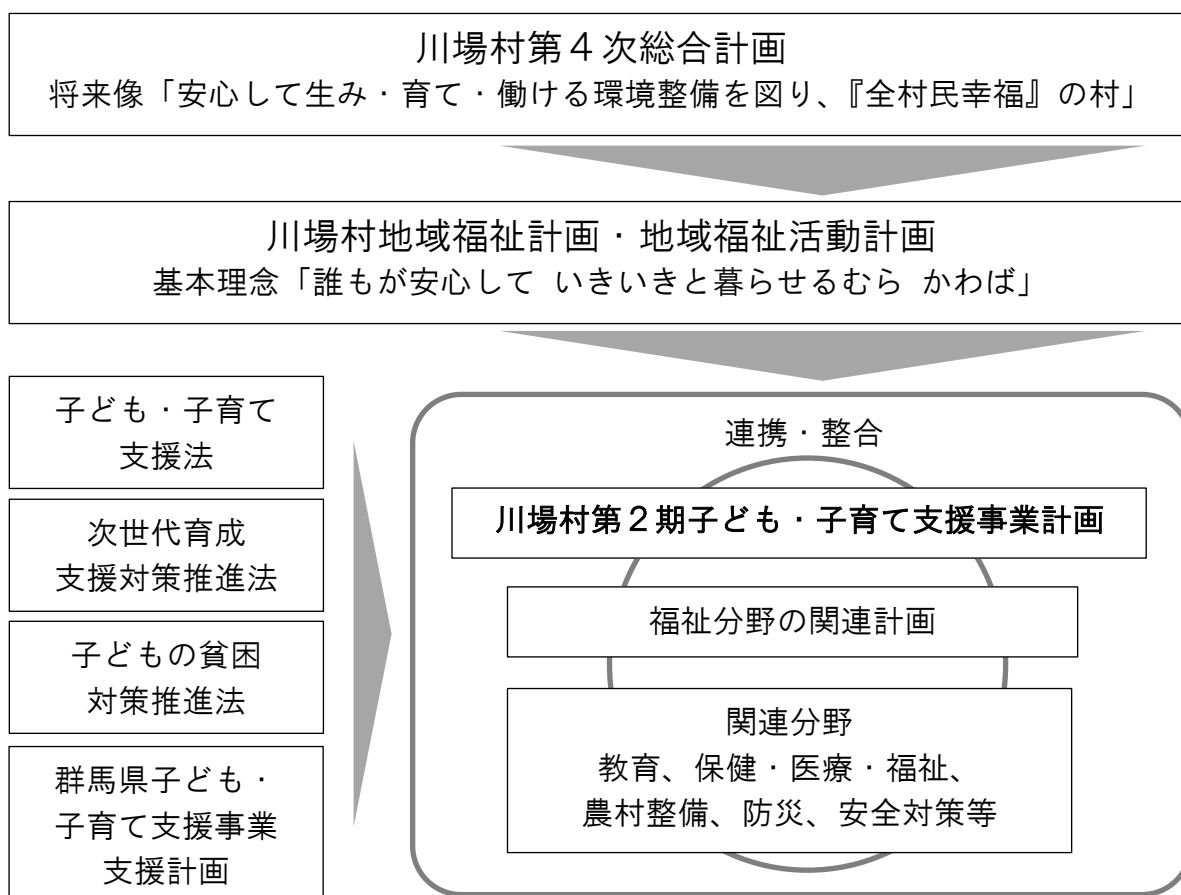
このような社会情勢の変化の中、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」(以下、「法」という。)をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域における子育て支援サービスの量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。その後も、平成29年6月には「子育て安心プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」を策定するとともに、令和元年10月からは「子育てのための施設等利用給付」(いわゆる「幼児教育・保育の無償化」)を創設するなど、法第1条目的条文に規定する「子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現」に向けた施策が実施されています。

本村では、平成17年3月に「次世代育成支援行動計画(前期)」、平成22年3月に「次世代育成支援行動計画(後期)」を策定し、また、平成27年3月には新制度に基づいた「川場村子ども・子育て支援事業計画」を策定して、地域における子育て支援、母子保健や、子育てと仕事の両立支援等、幅広い観点から子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。

今般、「川場村子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度で最終年度を迎えることから、引き続き計画的に諸施策を推進するため「川場村第2期子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)を策定し、直近の状況変化に対応しつつ、関係各計画と連携を図りながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進します。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画であり、「次世代育成支援行動計画」及び「子どもの貧困対策についての市町村計画」を包含し、また、「川場村第 4 次総合計画（平成 27 年度～令和 6 年度）」を最上位計画、「川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画（平成 31 年度～令和 5 年度）」を上位計画として、福祉分野の関連計画及び子どもの育ちと子育て家庭の支援に関わるあらゆる分野の施策と連携・整合を図っています。



3 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。
また、社会情勢等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします

	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
川場村第1期子ども・ 子育て支援事業計画	見直し					
川場村第2期子ども・ 子育て支援事業計画						

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたって、子ども・子育て支援法第77条第1項に基づく「川場村子ども・子育て会議」の場で内容等の審議を行いました。

当会議は、村内の保護者や子ども・子育て支援事業者、学識経験者等により構成されています。会議は、村における特定教育・保育施設の利用定員の設定、教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等、業務の円滑な実施に関する計画を作成する機関です。

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 統計データからみた現状と課題

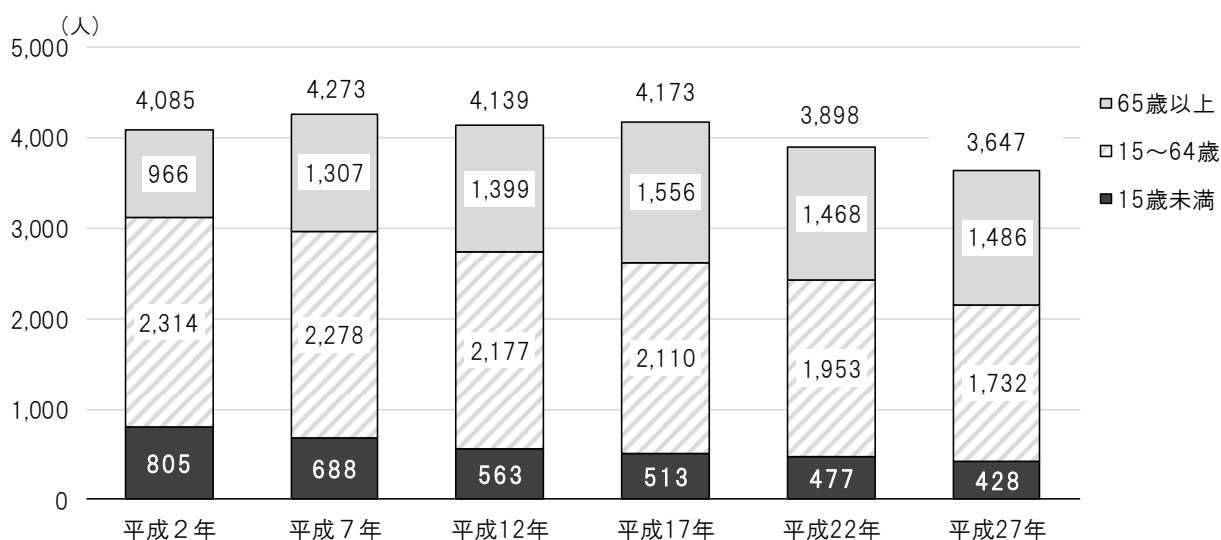
1-1 人口の状況

(1) 人口の推移

総人口は、平成17年以降、顕著な減少の傾向で推移し、平成22年に4,000人を下回り、平成27年には3,647人となっています。

15歳未満の人口（比率）は、平成2年の805人（19.7%）から平成22年には500人を下回り、平成27年には428人（11.7%）となっています。

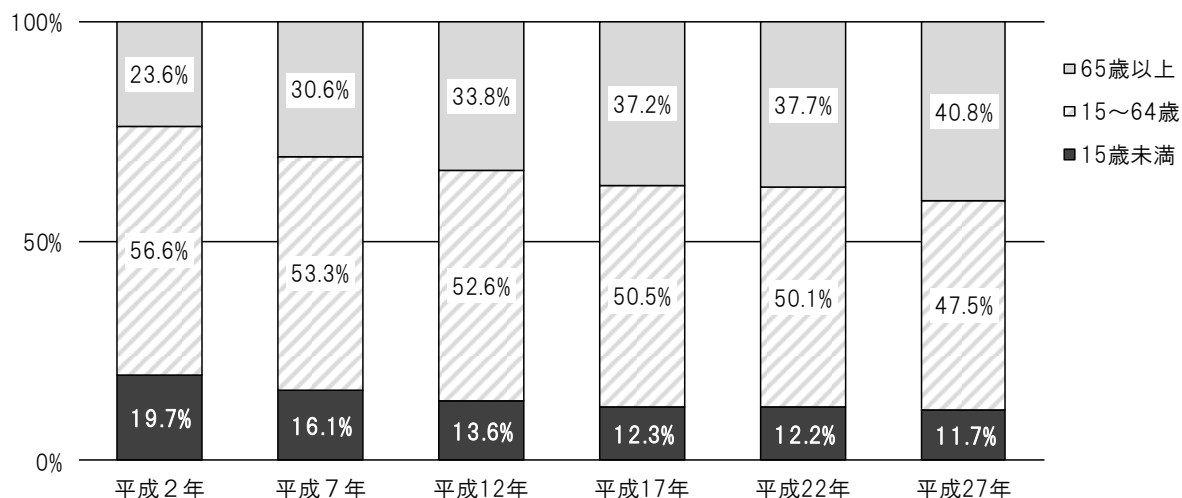
■年齢3区分別の人口の推移



※人口総数は年齢不詳を含む。

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

■年齢3区分別人口比率の推移

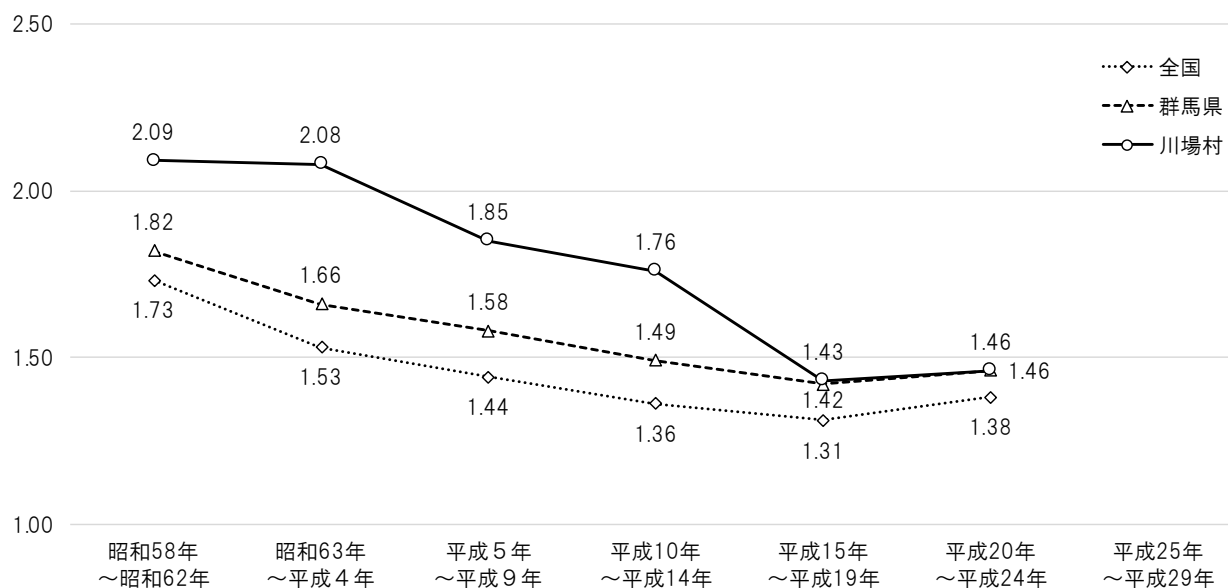


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 出生等の状況

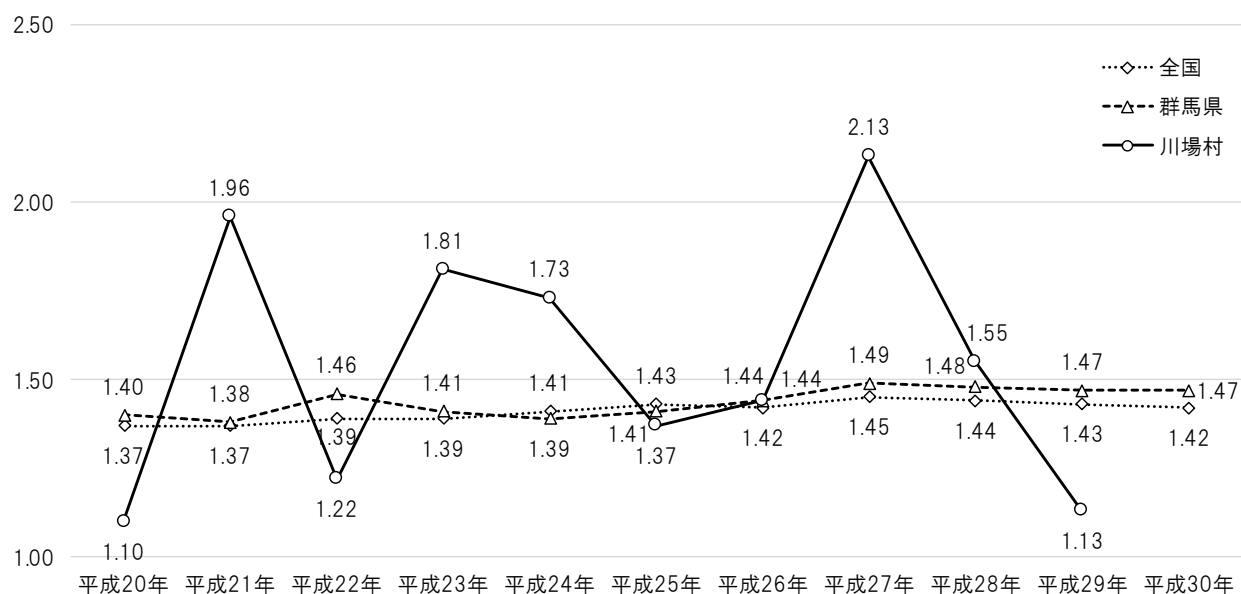
各年単位の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）の推移をみると、本村単独では統計集団が小さいことから高低の振幅が大きくなっていますが、総じてみれば、人口を維持するのに必要な 2.07 を下回る水準で推移しています。直近の平成 30 年は、群馬県、全国と比べてやや高い水準となっています。

■合計特殊出生率の推移



資料：人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

※「平成 25 年～平成 29 年人口動態保健所・市区町村別統計」の公表は令和 2 年 3 月予定



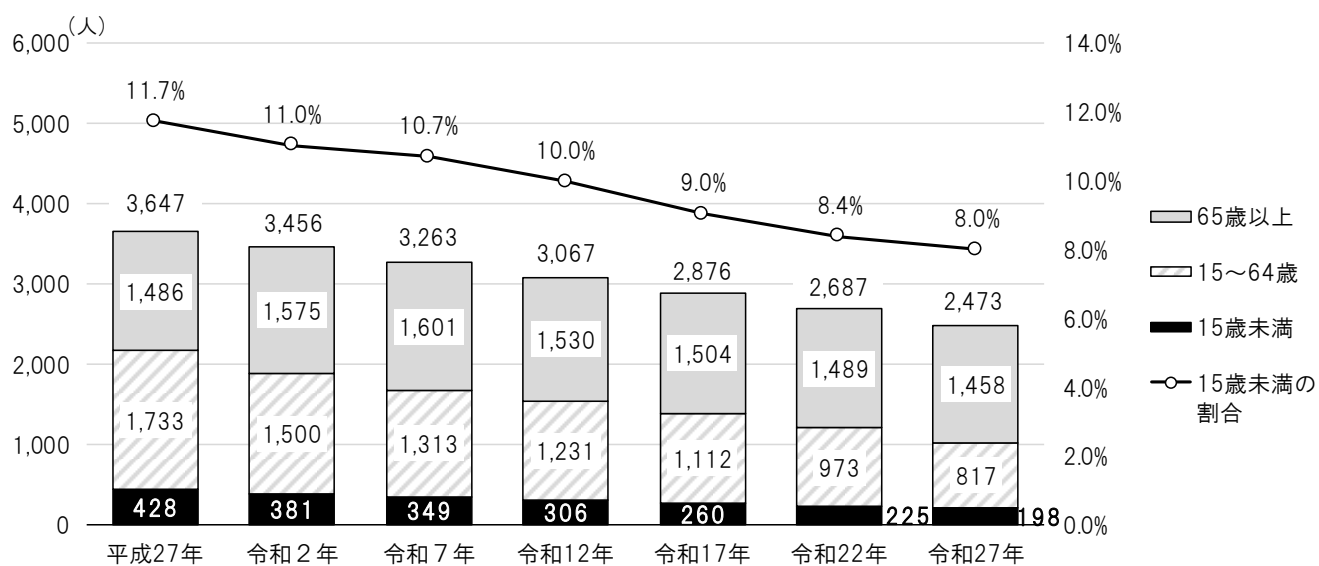
資料：国、群馬県は「平成 30 年群馬県人口動態統計概況（概数）」。川場村は各年「群馬県人口動態調査結果」

(3) 将来の人口推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本村の人口は減少を続け、令和27年には、総人口が2,473人となり、平成27年と比べて1,174人(32.2%)減少するものと推計されています。

15歳未満の人口(比率)も、減少傾向が続き、平成27年の428人(11.7%)から令和27年には198人(8.0%)と、30年間で約230人(3.7ポイント)減少すると見込まれます。

■年齢3区分別人口推計



※平成27年の人口総数は年齢不詳を含む。

資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」

1-2 世帯の状況

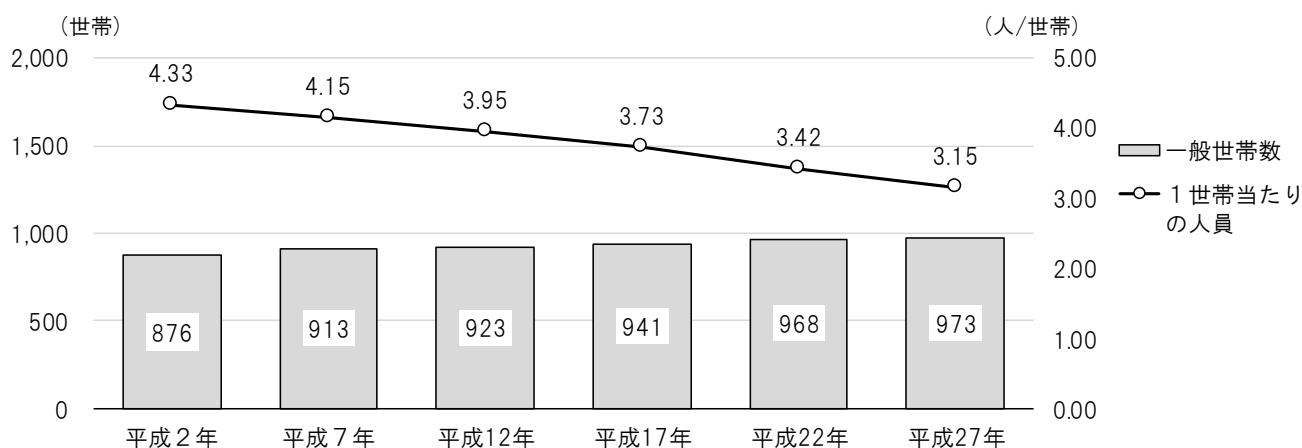
(1) 世帯の状況

①一般世帯数の推移

一般世帯総数は増加傾向で、平成2年から平成27年までの25年間で約100世帯増加しています。

一方、「1世帯当たり的人员」は減少を続けており、平成2年には4.33人でしたが、平成12年に4人を下回り、平成27年には3.15人となっています。

■一般世帯数と平均世帯人員の推移



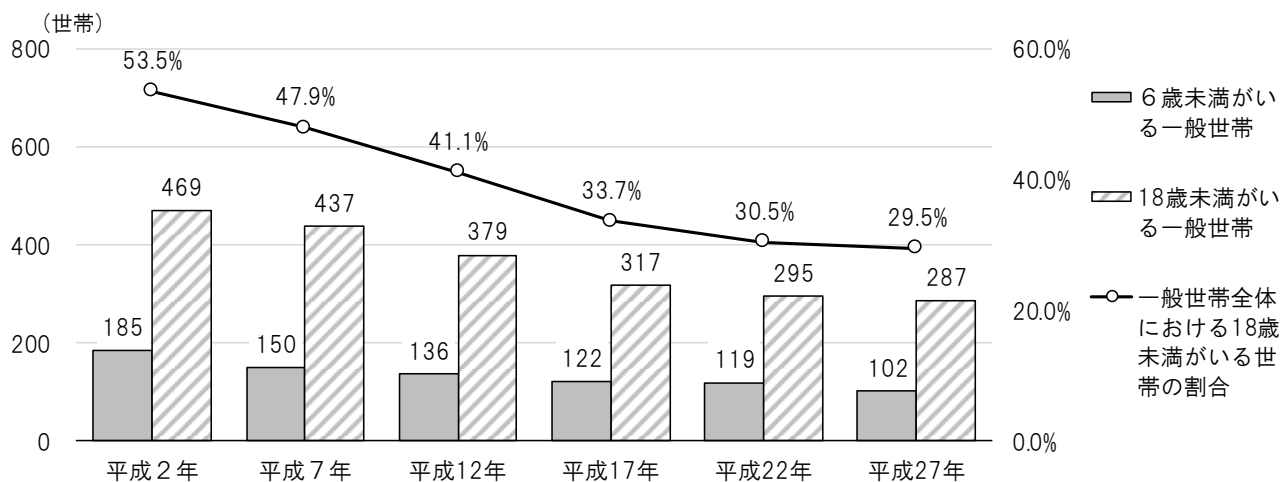
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

②18歳未満がいる一般世帯数の推移

18歳未満がいる一般世帯は減少傾向にあり、平成27年には「6歳未満がいる世帯」が102世帯、「18歳未満がいる世帯」が287世帯となっています。

一般世帯全体における「18歳未満がいる世帯」の割合は、平成2年には53.5%でしたが、平成27年は29.5%と、30%を下回りました。

■18歳未満がいる一般世帯数（割合）の推移



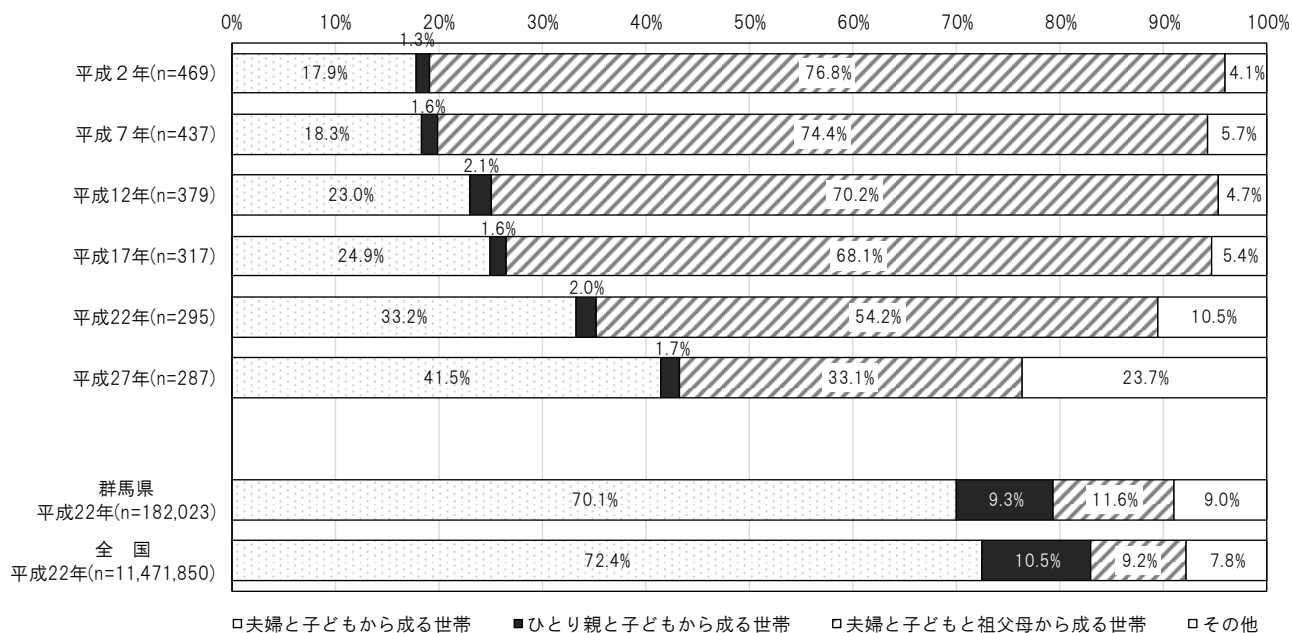
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

③世帯類型の推移

18歳未満がいる一般世帯の世帯類型をみると、「夫婦と子どもと祖父母」の割合が一貫して低下する一方で、「夫婦と子ども」及び「その他」の割合が増加しています。

「ひとり親と子ども」の割合は、1～2%台で推移し、群馬県平均（9.3%）、全国平均（10.5%）と比べて低い割合となっています。

■世帯類型（18歳未満がいる一般世帯）



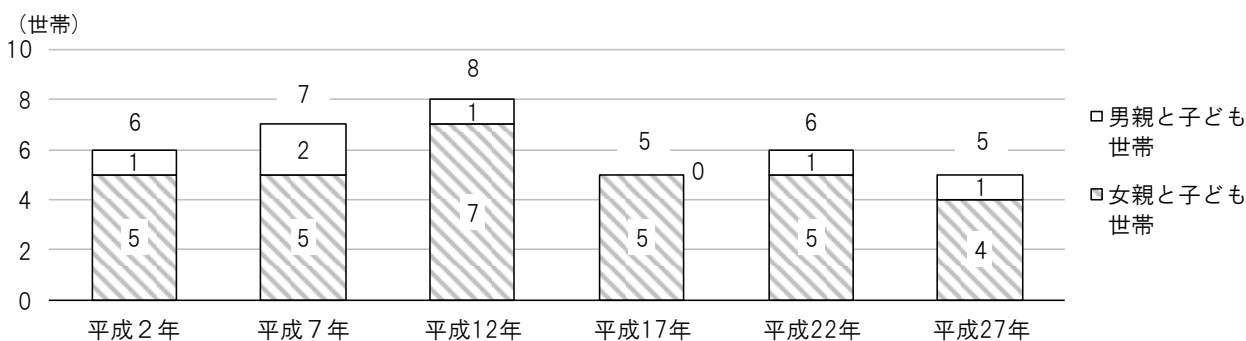
※「ひとり親と子ども」世帯：「女親（又は男親）と子どもから成る世帯」

資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ひとり親と子ども世帯の状況

ひとり親と子ども世帯（18歳未満がいる世帯）の世帯数は、平成27年は「男親と子ども世帯」が1世帯、「女親と子ども世帯」が4世帯となっています。

■ひとり親と子ども世帯（18歳未満がいる一般世帯）の推移



※男親(女親)と子ども世帯：18歳以上の兄弟姉妹が同居している世帯も含む

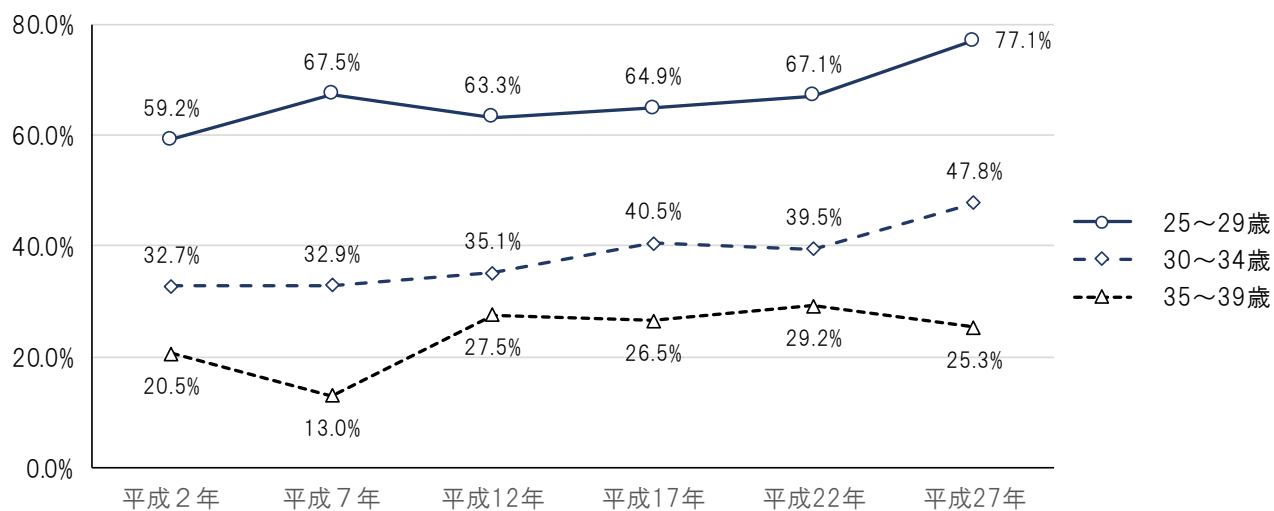
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(2) 未婚の状況

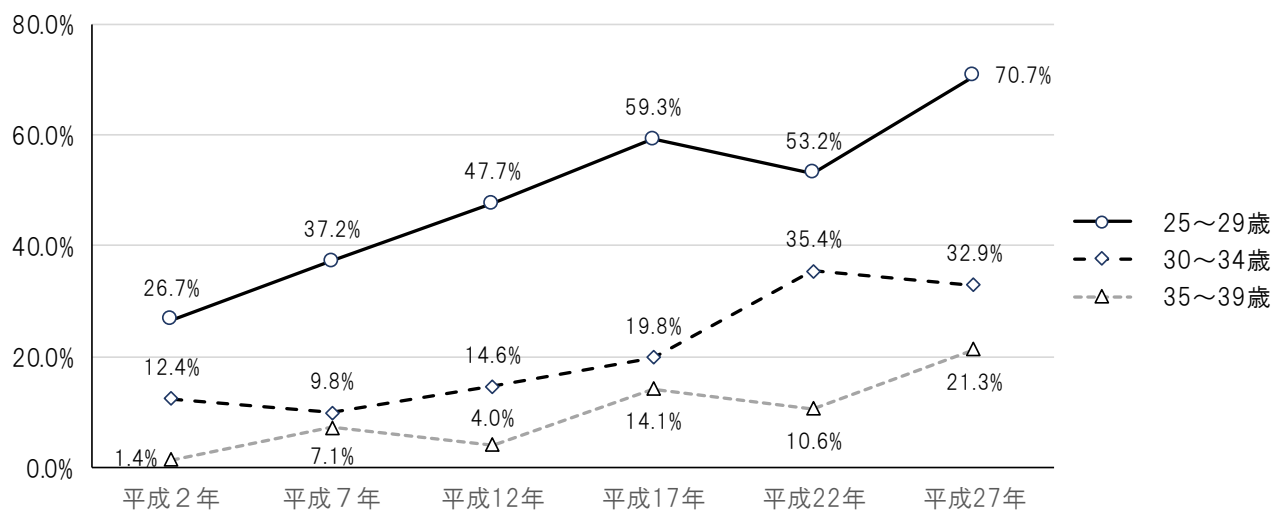
25～39歳の未婚率（まだ結婚をしたことがない人の割合）を男女別みると、男性35～39歳を除き、総じてみれば概ね増加傾向で推移しています。

特に女性の25～29歳は、平成2年以降、平成22年に低下した以外は顕著な増加傾向で、平成27年までの25年間に44ポイントの増加となっています。

■未婚率の推移 男性（25～39歳）



■未婚率の推移 女性（25～39歳）



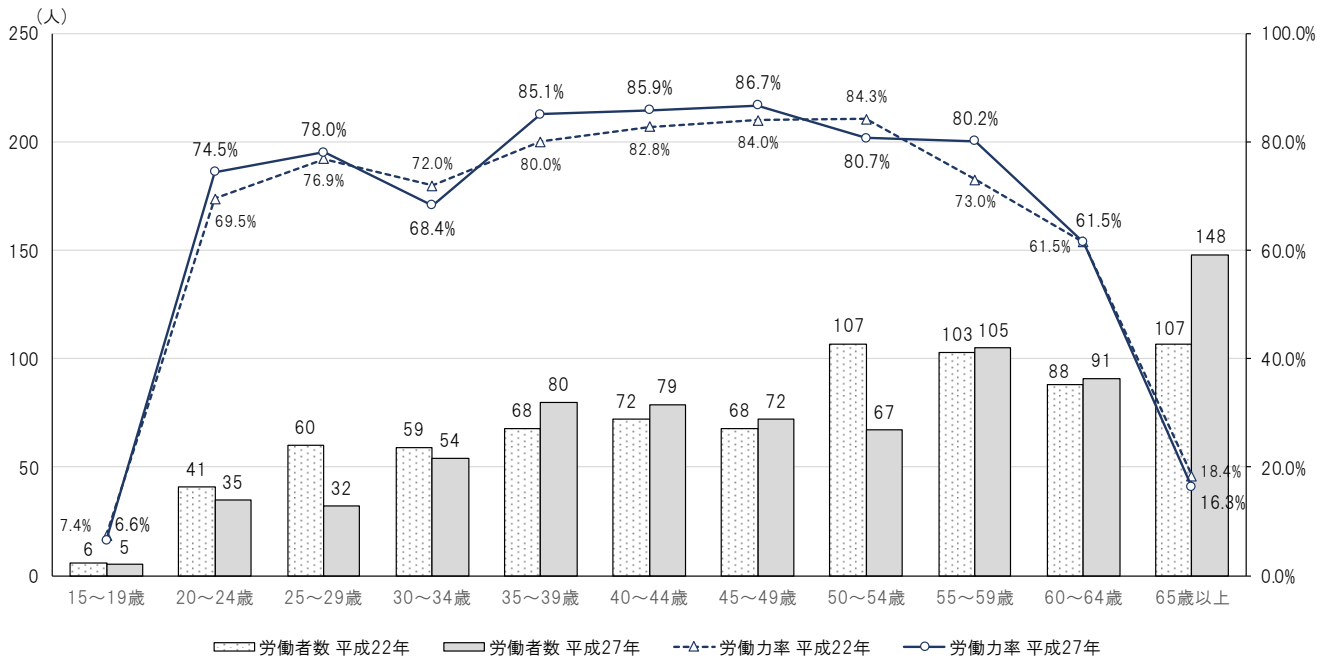
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

1-3 就労状況

(1) 女性の労働力状態

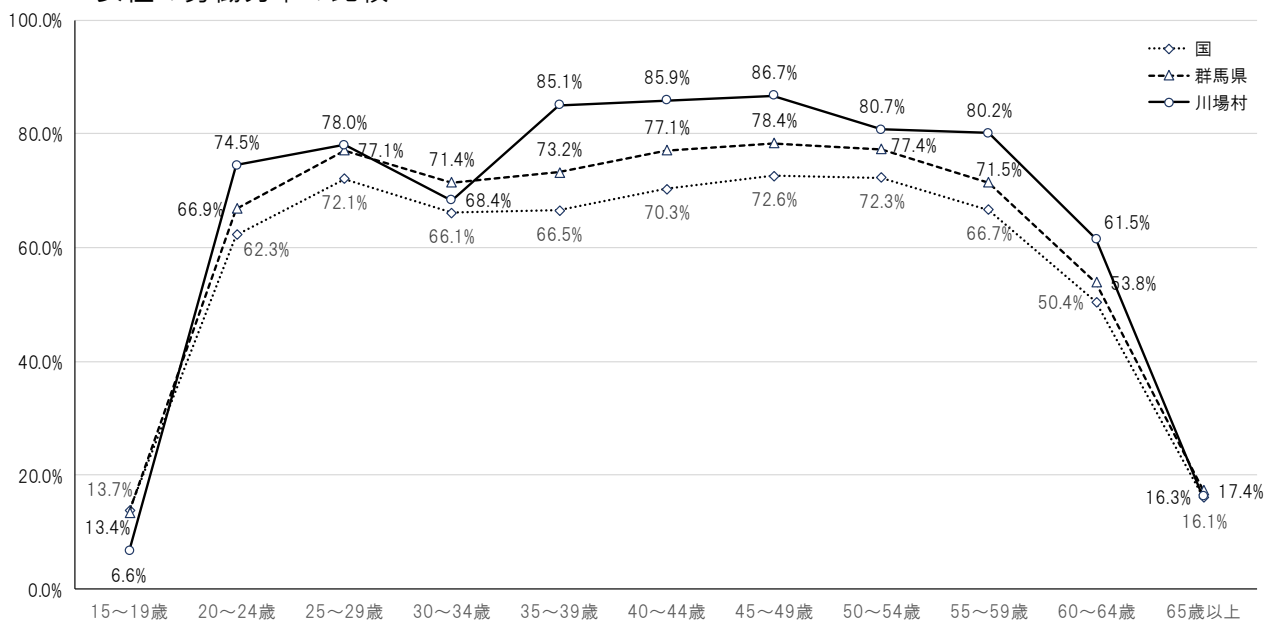
女性の労働力率について、平成22年と平成27年を比較すると、労働力率の推移自体に大きな変化はありませんが、いずれも30～34歳を谷底とするいわゆる「M字カーブ」となっています。また、本村は国、群馬県よりも概ね高い水準となっています。

■女性：年齢区分別の労働者数及び労働力率



資料：平成27年国勢調査

■女性の労働力率の比較

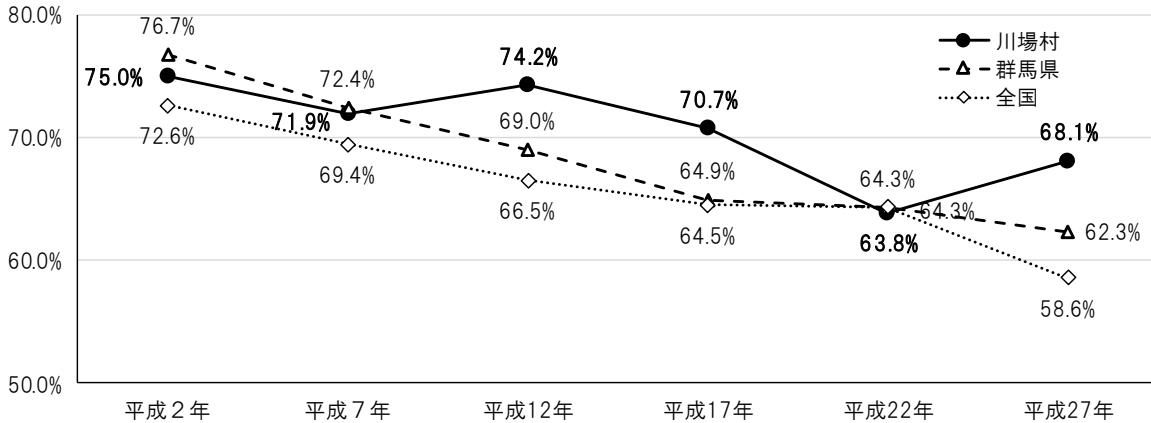


資料：平成27年国勢調査

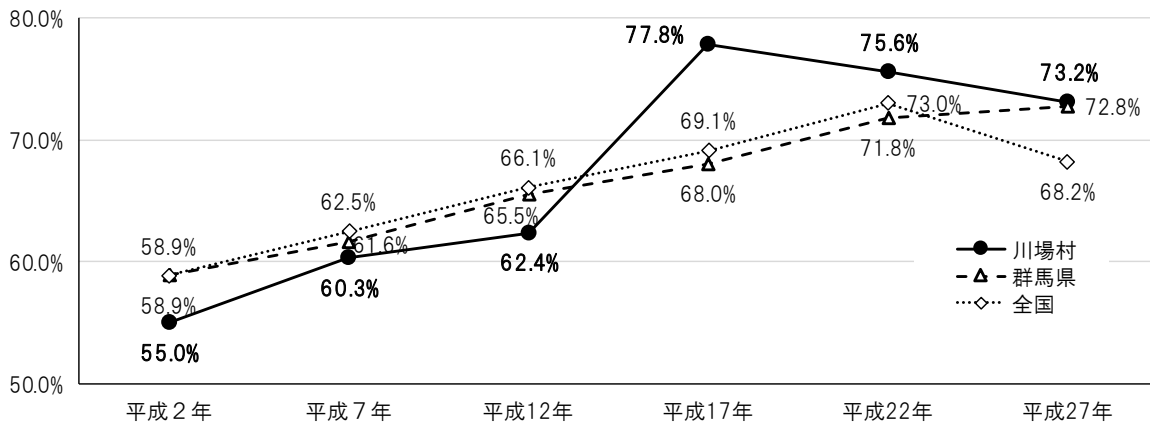
(2) 就業率の状況

女性の就業率の推移をみると、これまで減少傾向にあった20～24歳が増加に転じた一方、25～29歳は若干の減少、30～34歳は横ばいで推移しています。

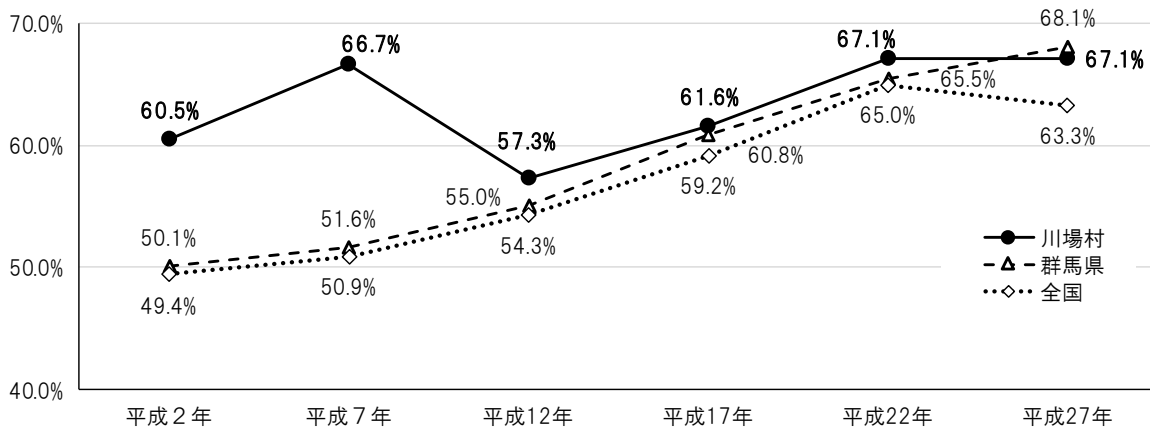
■女性就業率（20～24歳）



■女性就業率（25～29歳）



■女性就業率（30～34歳）



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

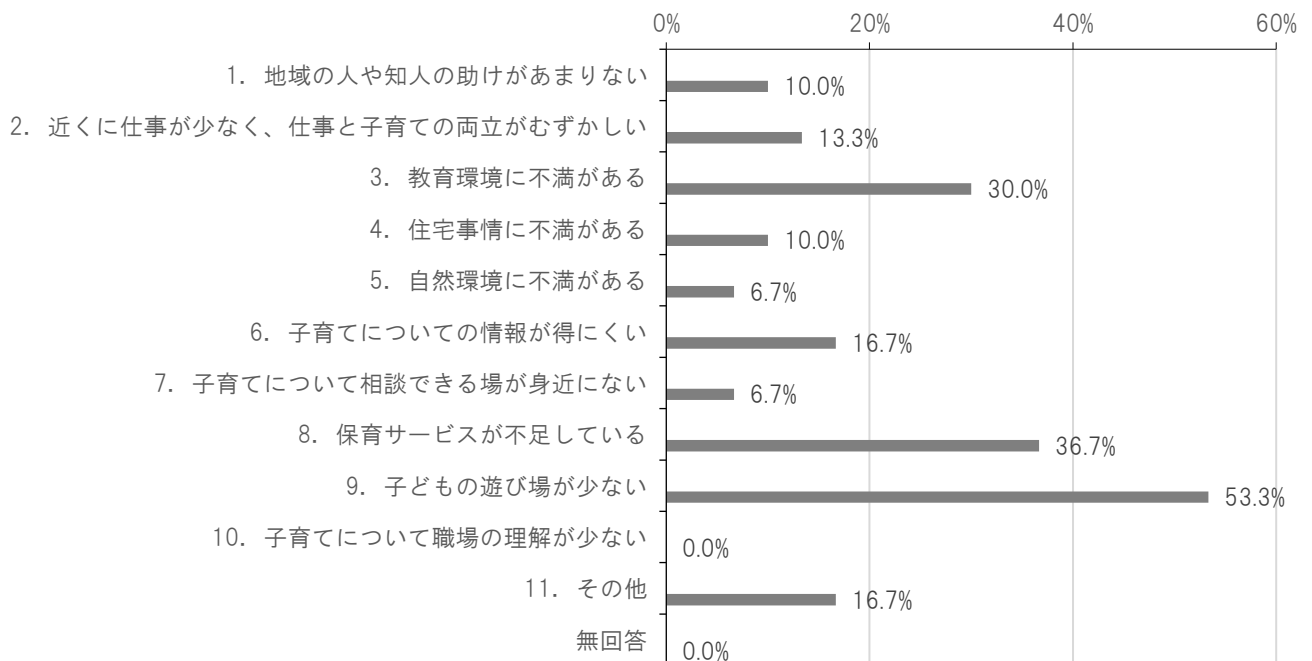
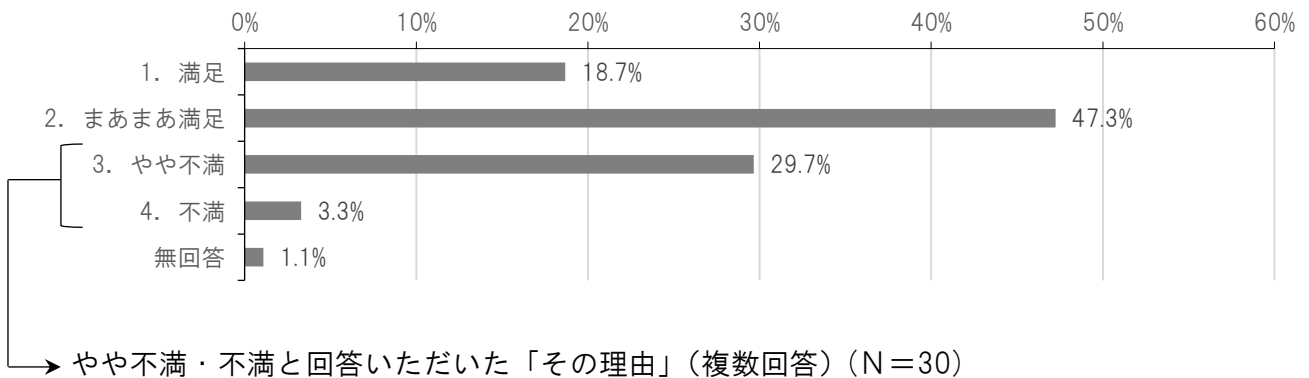
2 アンケート調査結果からみた現状と課題

2-1 川場村における子育て環境の満足度と不満理由

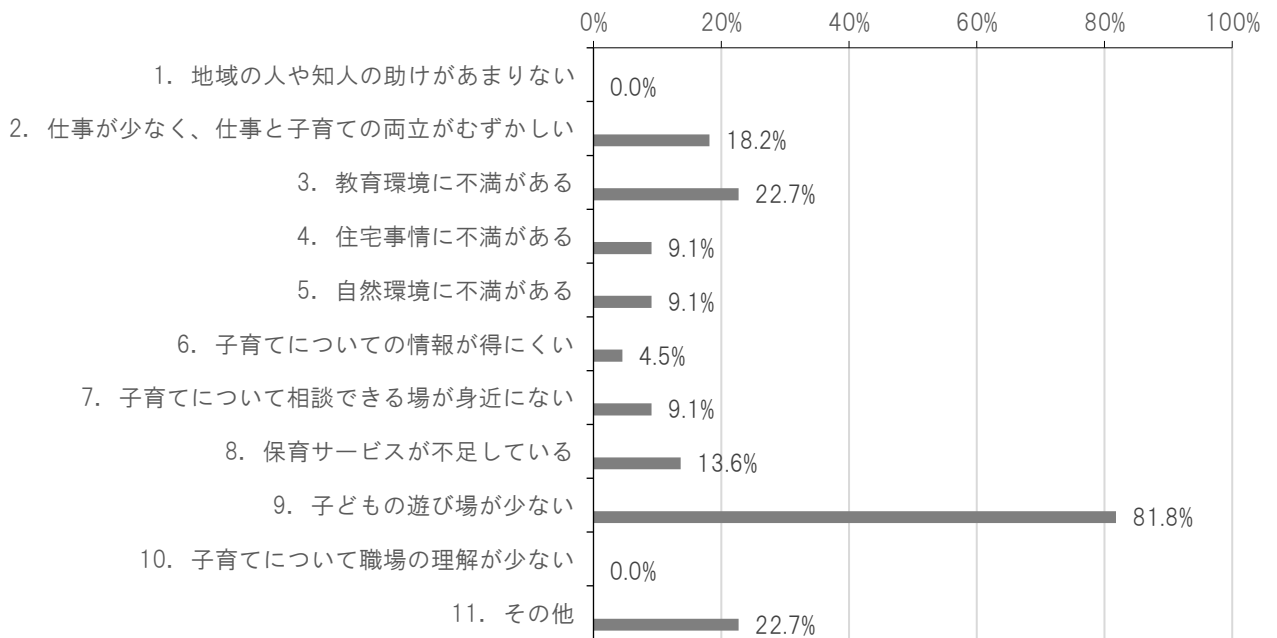
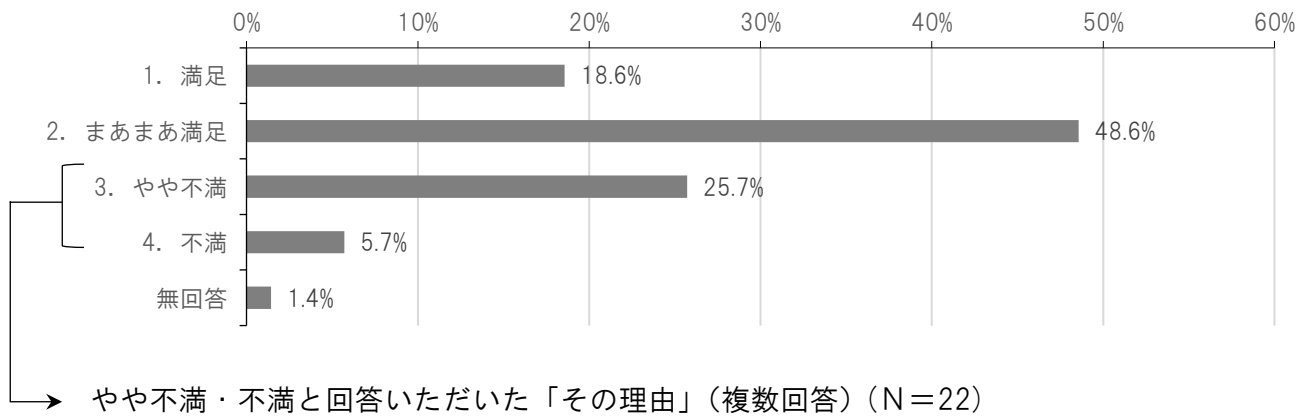
川場村における子育て環境の満足度に関し、就学前児童調査、就学児童調査ともに「まあまあ満足」が5割弱、「満足」が2割弱となっており、あわせて7割弱が満足回答となっています。

「やや不満」、「不満」は合わせて3割強であり、その理由として就学前児童調査、就学児童調査ともに「子どもの遊び場が少ない」を最上位にあげています。

■就学前児童調査（N=91）



■就学児童調査（N=70）

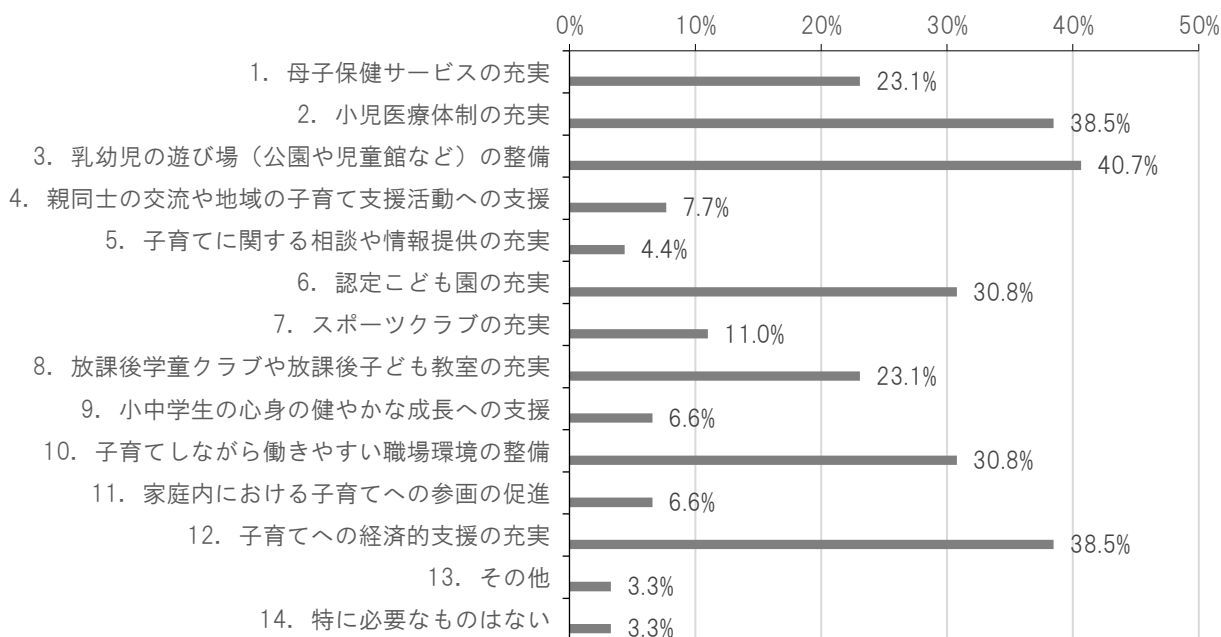


2-2 子育てしやすい地域づくりのための最も重要な施策

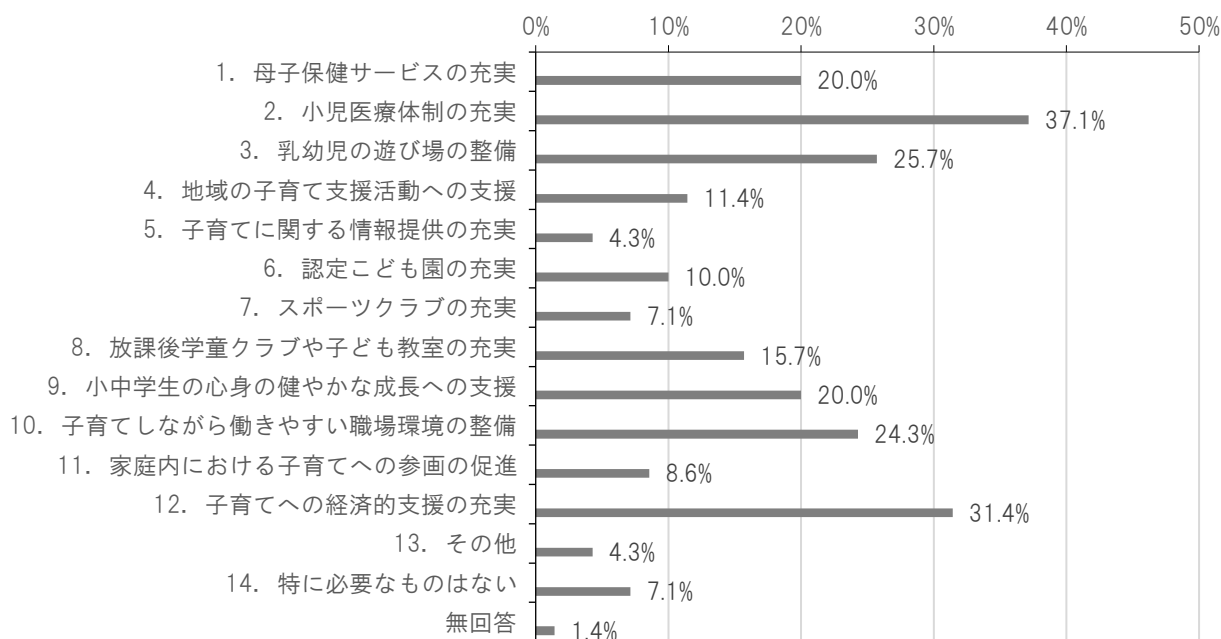
子育てしやすい地域づくりのための最も重要な施策として、就学前児童調査は「乳幼児の遊び場（公園や児童館など）の整備」、就学児童調査は「小児医療体制の充実」を最上位にあげています。

就学前児童調査、就学児童調査ともに「子育てへの経済的支援の充実」を第2位にあげています。

■就学前児童調査（複数回答）（N=91）



■就学児童調査（複数回答）（N=70）



2-3 休日等の放課後児童クラブ利用意向

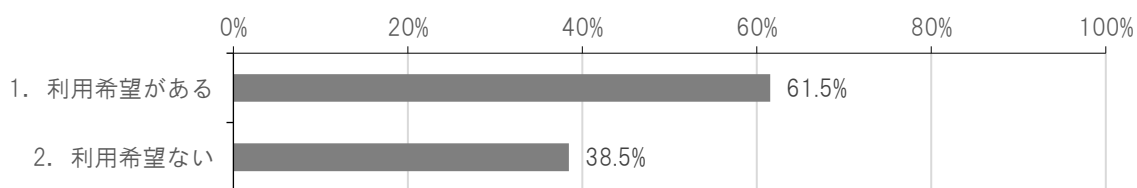
「放課後の過ごし方」の設問で「放課後児童クラブ」と回答した方の休日等における放課後児童クラブの利用意向についてみると、まず「①土曜日」は就学前児童調査が約6割、就学児童調査が約4割とやや差がありますが、「②日曜日」は1～2割、「③長期休暇中」は約9割となっています。

「③長期休暇中」の利用意向が顕著に高くなっています。

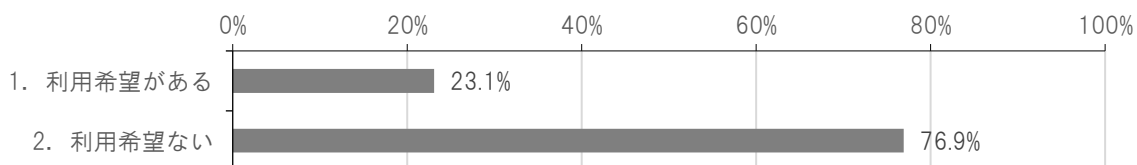
■就学前児童調査（複数回答）（N=26）

※「放課後の過ごし方」の設問で「放課後児童クラブ」と回答した方のみ

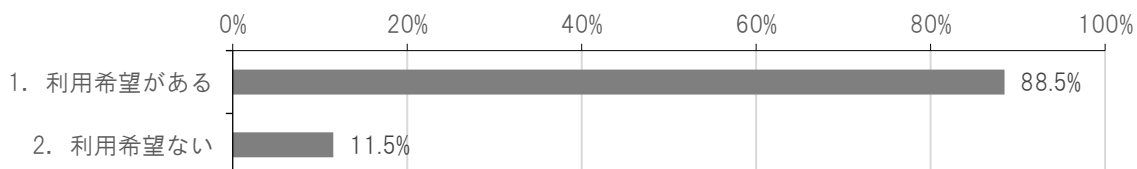
①土曜日の利用意向



②日曜日・祝日の利用意向



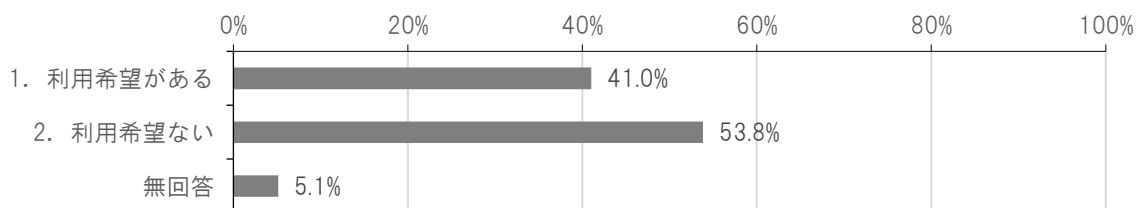
③長期休暇中の利用意向



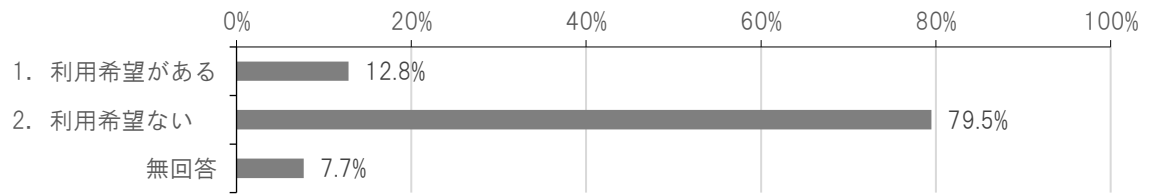
■就学児童調査（複数回答）（N=39）

※「放課後の過ごし方」の設問で「放課後児童クラブ」と回答した方のみ

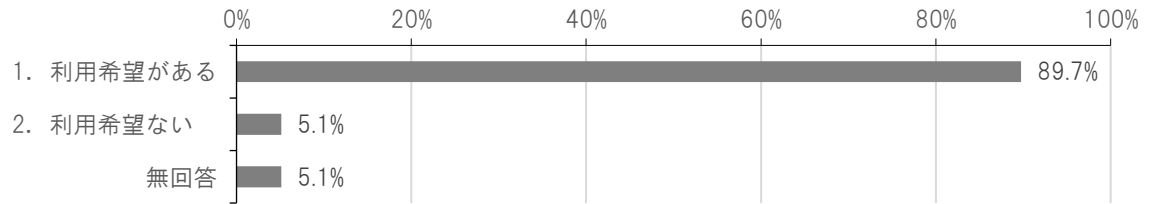
①土曜日の利用希望



②日曜日・祝日の利用希望



③夏休み・冬休みなどの長期休暇中の利用希望



3 課題の総括

以上の内容を概観すれば、以下の点が本村の課題となります。

- ①アンケート調査項目の「川場村における子育て環境の満足度」について、就学前児童調査、就学児童調査ともに満足回答が約7割、不満回答が約3割であり、満足回答が上回るものの、不満の理由としては「子どもの遊び場が少ない」がいずれも最上位にあげられています。自由記述にも「公園など外で遊べる場がないので家でテレビやゲームになってしまう」、「週末に子どもと遊べるところが近くにないので、少し大きめの公園があるといい」、「広い公園が欲しい。自転車の練習すらさせてあげられない」といった意見があります。

→子どもの遊び場となるスペースの確保・整備が求められています。

- ②本村の人口は、今後も減少が続くと推計され、合計特殊出生率も人口置換水準とされる 2.07 を大きく下回っています。アンケート調査では、就学前児童調査、就学児童調査ともに「子育てしやすい地域づくりのための最も重要な施策」として「子育てへの経済的支援の充実」が上位にあげられています。自由記述にも「子どもはたくさんいてもいいが、教育費など金銭面を考えストップしてしまう」、「経済面、子育てと仕事の両立の面から考えて、これ以上子どもを増やせない」といった意見がありました。

→子育てへの経済的支援の充実に向けた検討が必要とされています。

- ③本村の女性労働力率は国、群馬県よりも概ね高い水準ですが、いわゆる「M字カーブ」となっています。アンケート調査では、「長期休暇中」及び「土曜日」の放課後児童クラブについて多くの利用意向が示され、自由記述にも「土曜日の学童保育をやってほしい」という意見が多く、「土曜・祝日に仕事に行けないので、ずっとパートで正社員になれない」、「土曜日のことだけですが、小1の壁にぶちあたっている」という意見も示されています。

→女性が働きやすい環境の整備の観点から放課後児童クラブ等の子育て支援サービスのありかたを検討することが求められています。

第3章 子ども・子育て支援の基本的な考え方

1 計画の基本理念と3つの視点

子どもは未来からの預かりものです。次世代を生き担う子どもは川場村の宝物です。本村のすべての子どもが健やかに成長していくために、子どもを取り巻く環境を整えていきます。先ず家庭が自信と余裕をもって楽しく子育てできるように、地域社会の力で家庭の子育てを強化し、地域での子育てを推進していきます。

そこで本計画では、第1期計画を踏襲しつつ、川場村地域福祉計画・地域福祉活動計画の基本理念「誰もが安心していきいきと暮らせるむら かわば」、さらに基本目標1にある「子育てを支える地域づくり」と川場村の教育スローガンである「うちの子もよその子どもも川場の子 『川場の子どもは川場の宝』 だからみんなで育てましょう！」を反映して次の基本理念を設定しました。

基本理念

川場の子どもは川場の宝
みんなで子育て・いきいき親育て

子どもの
視点

親育ての
視点

家庭と地域の
視点

視点1：子どもの視点

子どもの感じ方・見方を尊重し、輝く未来と無限の可能性をもつ子どもの成長を第一に願い、「子どもにとっての幸せ」を考えた環境づくりを図ります。

視点2：親育ての視点

子どもを養育するすべての保護者が、ゆとりと愛情をもって子育てできることを応援するとともに、親になることの「こころ構え」など働きかけをしていきます。

視点3：家庭と地域の視点

保護者が孤立することのないよう、地域の様々な社会資源を活用してそのネットワークを強化し、明るい子育ての環境づくりを推進します。

2 基本目標と施策体系

基本理念と3つの視点に基づき、次の5つの基本目標のもと、具体的な施策を展開していきます。

1 地域における子育て支援の充実

すべての子育てをしている人が安心して子育てができるよう、子どもの健全な成長を地域全体で見守れる様々な子育て支援サービスの充実を推進します。

子育て家庭が必要とする情報を提供し、地域資源等の活用により家庭と地域の子育て力の向上に取り組みます。

2 教育環境の整備

認定こども園や、学校、家庭、地域等地域資源のネットワークにより、子どもを地域社会全体で育てていく観点から、地域の教育力を向上させます。また、子どもの未知なる可能性を教育や遊び、日常の暮らしの中で育む教育力を向上させます。

3 母子保健施策の充実

安心して出産し子育てができるよう、妊娠期からの一貫した支援体制を整え、すべての子どもが健やかに成長するために、様々な支援事業に取り組みます。

子どもを取り巻く環境の変化に対応したきめ細やかな支援を充実させ、更なる食育の推進強化を図ります。

4 子ども・家庭の状況に応じた支援

児童虐待防止対策の推進を図り、地域ぐるみで支援を充実します。

また、障がいや発達の遅れの早期発見や適切な療育のための支援を、関係機関と連携を図り充実させます。

5 子どもや子育て家庭を支える地域づくり

子どもと子育てを行う保護者が、安心かつ安全で快適な生活を送れるよう、快適な居住環境づくりや、子どもを危険から守るため、関係機関や地域と連携した活動に取り組んでいきます。

基本理念

川場の子どもは川場の宝
みんなで子育て・いきいき親育て

子どもの
視点

親育ての
視点

家庭と地域の
視点

基本目標

1. 地域における子育て支援の充実

2. 教育環境の整備

3. 母子保健施策の充実

4. 子ども・家庭の状況に応じた支援

5. 子どもや子育て家庭を支える地域づくり

基本施策

1-1 子育て支援サービスの充実
1-2 子育てと仕事の両立支援の推進
1-3 児童健全育成の推進

2-1 教育環境等の整備
2-3 地域の教育力の向上

3-1 妊娠期からの継続した支援体制の整備
3-2 母子保健事業の推進
3-3 「食育」の推進

4-1 児童虐待防止対策の充実
4-2 障がい児施策の充実
4-3 子育て家庭に対する経済的支援
4-4 子どもの貧困対策の推進

5-1 安心安全なむらづくり

第4章 子ども・子育て支援策の展開

1 地域における子育て支援の充実

1-1 子育て支援サービスの充実

■施策の方向性■

保護者同士の交流の場、世代間が交流できるふれあいの場、育児・保育の相談の場として、子育て支援サービスの充実を図ります。子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービスを効果的・効率的に提供します。

また、子育て教室や、やんちゃクラブ等を実施して、育児に関する知識の普及を図ったり、親同士の情報交換の場をつくり、仲間づくりを進めていきます。子育てに関する的確な内容の情報を取り入れていくためにも、ネットワークの充実を図ります。

事業名/担当課	取り組み内容
乳児家庭全戸訪問事業 ／健康福祉課	すべての乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聴き、子育て支援に関する情報提供を行います。また、支援が必要な家庭には、適切なサービスを提供し、子どもが健やかに育つ環境整備を図ります。 担当する保健師により、介入の仕方や方法が異なることがないよう、情報共有をして継続的な支援を実施します。 【子ども・子育て関連事業 参照 P38】
療育支援家庭訪問事業 ／健康福祉課	養育支援が必要な家庭を把握し、その家庭のニーズに応じて、保健師や栄養士・相談員等が家庭訪問し、育児相談や支援等を行う事業です。各家庭における様々な養育支援に対応できるよう努めます。 【子ども・子育て関連事業 参照 P38】
子育て教室 ／健康福祉課	子育てに関する知識の普及と、不安の軽減、親子の交流を目的として、実施しています。今後も、「広報かわば」等通じて幅広い周知を図り、多くの参加者を対象に実施していきます。
やんちゃクラブ ／健康福祉課	親子の自由な集まりの場として、遊びとコミュニケーションをとおして、友だちの和を広げることを目的として実施しています。 今後も、「広報かわば」等通じて幅広い周知を図り、妊産婦から乳幼児まで誰もが参加できる教室として実施していきます。
認定こども園ふれあい保育 ／健康福祉課	未就園児に対し、認定こども園の施設開放を実施しています。在園児との交流や、保護者からの園職員への子育て相談を受ける等の子育て支援を行います。
子育てサロン ／健康福祉課	民生委員による子育てサロンは、親子それぞれの交流や情報交換が図られ、世代間の交流にも発展しています。良きコミュニケーションの場として継続し、子育て相談も実施していきます。
ファミリー・サポート・センター/ 健康福祉課	本事業は、子育てを応援してほしい人と子育てを応援したい人が会員となって、子育てを地域で支える活動ですが、会員規模によって事業運営が左右されるため、小規模自治体では対応が難しいのが現状です。地域で支えあう事業として、高齢者を含めた複合的な事業を検討していきます。 【子ども・子育て関連事業 参照 P42】

事業名/担当課	取り組み内容
子育ての相談支援 ／健康福祉課	<p>村では、家庭訪問等を実施し、保護者からの相談等に応じ、必要な情報提供を行っています。</p> <p>また、認定こども園では、保護者を対象に個別面談を実施し、園の生活状況や道徳教育等の内容を掲載し情報提供を行っています。</p> <p>村は認定こども園と緊密な連携をとり、情報の連携、共有化を図ります。</p>
子育ての情報提供 ／健康福祉課	<p>子育てに必要な情報を、「広報かわば」や本村のホームページ等を有効的に活用し、必要な情報をわかりやすく提供します。また、全住民を対象に、子育ての社会化の必要性について意識啓発を図ります。</p>

1-2 子育てと仕事の両立支援の推進

■施策の方向性■

今後も子どもの最善の利益に配慮しながら、保護者の就労や社会参加などのための多様な保育ニーズに対応できるよう、保育内容を充実することとともに、サービスの質的向上を図ります。

事業名/担当課	取り組み内容
認定こども園の通常保育サービス ／健康福祉課	<p>保育サービスについては、子どもの幸せを第一に考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分にふまえてサービスの提供体制を整備します。今後、保育ニーズは増えているものの少子化の影響も鑑みつつ、安定したサービス提供体制を確保します。</p> <p>【子ども・子育て関連事業 参照 P36】</p>
延長保育 ／健康福祉課	<p>延長保育サービスは、午後6時30分から7時まで行っています。延長保育時間は、高いニーズに対応できるよう安定したサービス提供体制を確保します。</p> <p>【子ども・子育て関連事業 参照 P40】</p>
低年齢児保育 ／健康福祉課	<p>低年齢児保育について、認定こども園では、生後6か月頃より対応しています。今後も、ニーズに対応できるよう安定したサービス提供体制を確保します。</p> <p>【子ども・子育て関連事業 参照 P36】</p>
障がい児保育 ／健康福祉課	<p>障がい児・発達の遅れのある乳幼児については、障がいの程度によりできる限り対応していきます。</p>
一時預かり保育・病児病後児保育 ／健康福祉課	<p>本村においては、現在実施していませんが、今後、ニーズは高まると予測されることから、近隣市町村と連携しながら検討していきます。</p> <p>【子ども・子育て関連事業 参照 P39】</p>
認定こども園の預かり保育 ／健康福祉課	<p>認定こども園において、幼児教育に関する日常の教育課程に係る時間帯以外に保育を行う事業を行っています。</p> <p>認定こども園との緊密な連携により、情報の連携、共有化を図ります。</p> <p>【子ども・子育て関連事業 参照 P39】</p>
放課後児童健全育成事業（学童保育） ／健康福祉課	<p>就労等の理由により保護者が昼間家庭に不在の、小学校全学年児童に、遊びや生活の場を与えることによって健全育成を図る事業です。</p> <p>保育ニーズが多様化するなか、今後もサービス提供体制を確保し、児童一人ひとりの特性に応じた質の高い支援を実施します。</p> <p>【子ども・子育て関連事業 参照 P41】</p>

事業名/担当課	取り組み内容
育児休業制度の普及・定着 ／総務課	国や県と連携し、広報やホームページなどを活用し、育児休業制度の周知と男性の育児休業制度の取得向上について啓発を図ります。
ワークライフバランスのPR等 ／総務課	「働き方改革」に関する近年の法改正の趣旨を踏まえ、長時間労働の抑制と年次休暇の取得促進、育児休業制度の周知・啓発、男性の育児休業制度取得向上に向けた広報を強化します。

1-3 児童健全育成の推進

■施策の方向性■

本村には、子どもの学びや地域住民の活動拠点として、文化会館、保健センター、学校、世田谷区民健康村関連施設、スポーツ交流施設などあります。これらの社会資源を有効活用し、体験活動など子どもたちが集い、交流する機会の充実を図ります。

事業名/担当課	取り組み内容
放課後児童クラブ ／健康福祉課	放課後児童クラブ(学童保育)と放課後子ども教室の活動の連携を図ります。 【子ども・子育て関連事業 参照 P42】
放課後子ども教室 ／教育委員会	保護者の就労の状況に関わらず、すべての児童を対象とし、放課後の時間に地域の大人と過ごしながらか、交流や遊び等を提供しています。 今後も児童の安全面等を考慮し、協働活動サポーターの人員増など安定したサービス提供体制を確保します。
放課後・週末の居場所づくり ／教育委員会	地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことができる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。 今後も、週末実施の川場村ふれあい学習(おもいっきり探検隊)など、児童の活動を地域ぐるみで支え、子どものニーズに応じた活動の推進を図ります。
団体連携の児童健全育成 ／教育委員会	ふれあい学習推進会議の機能を利用し、子育て連や文化協会、おやじの会等各種団体の協力により、「チャレンジウィーク」、「各種子ども教室」をはじめ、学社連携のもとで事業展開しています。 今後も、地域ボランティアグループ等、様々な団体の協力・連携のもと、既存の公共施設を利用したイベントや交流活動等を行い、地域、そして広域での児童健全育成を推進していきます。
児童委員の児童健全育成 ／健康福祉課	児童委員は、地域において児童の健全育成や虐待の防止など、子どもと子育て家庭への支援を住民と一体となって進めます。児童委員・主任児童委員の子育て家庭への訪問の強化を図り、関係機関との連携を取り、児童虐待の防止、子育て相談等の支援を進めていきます。

2 教育環境の整備

2-1 教育環境の整備

■施策の方向性■

家庭教育力の向上を促進するとともに、教育内容の充実、認定こども園の地域開放、認定こども園と小学校の連携などを図ります。

子どもの「生きる力」を育成していくためには、学校教育において地域や保護者との信頼関係に基づく、開かれた教育活動を進めていきます。

小・中学生が、子どもを生み育てることの意義を理解し、子どもや家庭の大切さを理解できるよう、乳幼児とのふれあう機会を広げるための取り組みが必要です。次代の担い手である子どもたちが、たくましく心豊かに成長できるよう、教育環境の整備を図ります。

事業名/担当課	取り組み内容
認定こども園・小・中学校の連携推進 ／健康福祉課 教育委員会	園児・児童・生徒間の交流や、教職員間の共通理解により、小・中学校への円滑な移行に努めます。また、学習指導要領に対応した英語教育・道徳教育・交流学習の推進等、積極的に取り組みます。
確かな学力向上 ／教育委員会	基本教科を中心に、少人数指導やＴＴ指導などのきめ細やかな指導を行い、学習効果を高め、基礎学力を向上させる体制づくりを継続して行います。 今後も、マイタウンティーチャー、学習支援員の増員により、多様化した児童生徒の学習状況に応じた支援、学力向上に対応することにより、基礎学力向上につなげる体制の整備を継続します。
学社融合事業 ／健康福祉課 教育委員会	地域の伝統や文化を伝えたり、基礎学力の向上や情操を培う等、活力ある学校づくりを推進していきます。 特に、英語教育の推進においては、認定こども園、小・中学校においてＡＬＴによる英語指導の継続を推進していきます。中学生国際交流事業では、国際感覚を習得できるよう継続実施します。
道徳教育の充実 ／教育委員会	小学校・中学校・認定こども園と村内の高齢福祉施設、医療施設との交流等のふれあい体験を通し、子どもの心に響く道徳教育の充実を図り、「潤沢で豊かな心づくり」を推進します。
体験活動の推進 ／教育委員会	小・中学校において「総合的な学習の時間」を活用し、農業体験・高齢者との交流等、様々な地域ふれあい体験学習を行っています。今後も協力事業所の業種を増やすなど、生徒の希望した職場で体験ができるよう職場体験のチャレンジウィークを今後も継続実施します。地域と学校教育が連携し、多様な体験活動を展開していきます。
ネットワークの形成 ／教育委員会	学校、家庭、地域及び関係機関が連携し、情報交換・少年非行の問題等対応するネットワークづくりを充実します。 今後も、児童生徒を取り巻く環境の変化に対応できるネットワークづくりの継続と見守りや支援できる教職員のスキルアップを図ります。
スポーツ環境の充実 ／教育委員会	スポーツ少年団が団体活動をしており、各種大会行事等で活躍しています。今後も、地域との連携を進め、優れたスポーツ指導者の育成を図るとともに、学校におけるスポーツ環境全般を充実し、子どもたちの健康維持や体力向上の推進を図ります。

事業名/担当課	取り組み内容
健康教育の推進 ／教育委員会	心身の健康の保持増進については、学校保健委員会で、必要な知識や適切な生活習慣を身に付けさせるための健康指導を行い、子どもたちへの教育の充実を図ります。
思春期保健対策の推進 ／教育委員会	思春期保健対策の推進に関する学校保健との連携について、生活習慣の改善や思春期保健などの幅広い活動の展開が必要です。性教育や性感染症予防の授業を実施し、必要性があれば小・中学生とその親を対象とした思春期講演会、学習会等を開催していきます。
次代の親の育成 ／教育委員会	道徳や総合的な学習の時間を充実し、生命を尊重する心を育てます。将来、子育ての楽しさや男女が協力して家庭を築くことなど、子どもを生き育てることの意義に関して学び、乳幼児とふれあい学習を継続実施します。 今後も、認定こども園等と連携し、事業を展開していきます。

2-2 地域の教育力の向上

■施策の方向性■

地域活動の活性化により、交流や体験活動の機会の充実を図るとともに、地域全体で子どもを育て、見守っていくことの重要性を啓発し、子どもや親子の地域活動への積極的な参加を促進していきます。様々な体験学習、世代間交流に積極的に取り組んでいるため、地域の教育力が活かされています。子どもを、地域社会全体で育てていく観点から、学校・家庭・地域の連携のもと、家庭や地域における教育力を総合的に高める取り組みを進めていきます。

事業名/担当課	取り組み内容
体験活動の充実 ／教育委員会	ふれあい学習「週末体験」では、地域の皆さんや関係機関等の協力によって、森林など豊かな自然環境等、地域の教育資源を活用した多様な体験活動の継続と充実を図ります。
スポーツ環境の整備 ／教育委員会	地域スポーツについて、スポーツ指導者の育成を推進します。子どもたちの多様なスポーツニーズに応え、軽スポーツやニュースポーツ等を取り入れるなど環境を整備し、子どもたちの健康維持や体力向上の推進を図ります。
世代間交流の推進 ／教育委員会	地域の教育力の向上を図るため、世代間交流事業に積極的に取り組み、今後も地域に根ざし開かれた学校を目指します。

3 母子保健の充実

3-1 妊娠期からの継続した支援体制の整備

■施策の方向性■

妊娠期の不安は、その後の子育てにも大きな影響を及ぼすため、それぞれの家庭が抱えている不安や悩みを把握し、その軽減を図り、安心して出産し子育てができるような、妊娠期から一貫した相談支援体制の充実を図ります。

すべての妊婦がより安全で安心な出産を迎えることができるよう、妊婦公費負担制度等を広く周知したり、子どもを望む夫婦のために、経済的・精神的な支援を行います。

事業名/担当課	取り組み内容
妊婦一般健康診査 ／健康福祉課	より安全で安心な出産を迎えるために、公費負担により、14回の健康診査を実施します。 【子ども・子育て関連事業 参照 P37】
産婦健康診査 ／健康福祉課	産後うつの予防や新生児への虐待予防を図る観点から、委託医療機関において産後2週間の産婦に身体機能の回復・授乳の状況・精神の状態などの健康診査を実施します。
妊婦支援相談事業 ／健康福祉課	母子健康手帳交付時に、保健師等が面接し、妊婦の妊娠・出産への不安軽減を図り、必要な場合は、家庭訪問等により、継続的に支援します。「妊娠出産時アンケート」、「母子健康手帳交付時面接におけるアセスメントシート」を活用してリスク項目を把握した妊産婦支援プランを作成していきます。 また、令和2年度末までに、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てに関する「包括的な支援」を通じて、妊産婦や乳幼児等の生活の質の改善・向上や、胎児・乳幼児にとって良好な生育環境の実現・維持を目指します。 【子ども・子育て関連事業 参照 P37】
妊婦訪問 ／健康福祉課	母子保健推進員による妊婦訪問を実施し、家庭内の状況を把握し、今後の子育てが順調に行えるように家族全体への働きかけを行います。また、結果報告より、必要な場合は保健師等が訪問します。 今後も、県主催研修会への参加等を通じて母子保健推進員の資質向上を図るとともに、妊娠・出産・子育てに関する悩み等を傾聴し、不安や生活上の困りごと等を軽減できるように努めます。
不妊治療支援事業 ／健康福祉課	医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療費に係わる費用の一部を助成しています。今後も、事業の周知を図り、不妊に悩む夫婦への支援体制の充実を図っています。

3-2 母子保健事業の推進

■施策の方向性■

子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、子どもの健康や子育てに対する親の不安も多岐に及びます。様々な不安の軽減を図るための相談体制の充実を図ります。

事業名/担当課	取り組み内容
乳幼児健診 ／健康福祉課	<p>乳幼児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診を実施し、「疾病や障がいの早期発見」・「健全な発育・発達の促進」・「育児不安の軽減」を図ります。また、未受診者は、様々な問題を抱えていることも考慮し、状況確認や受診のすすめを行います。</p> <p>今後も、保健指導マニュアル等を作成して指導内容を標準化するとともに、健診従事者間でカンファレンスを実施し、情報共有を行うなど、体制の強化を図ります。</p> <p>・H30年度：受診率 乳幼児健診 95% 1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 100%</p>
フッ素塗布事業 ／健康福祉課	<p>う歯予防対策として、1歳6か月児健診・2歳児歯科検診・2歳6か月児歯科検診・3歳児健診において、フッ素塗布を実施しています。フッ素塗布と併せて、ブラッシング指導や栄養指導も実施し、う歯保有率の減少を目指します。</p>
新生児訪問（乳児家庭全戸訪問事業） ／健康福祉課	<p>育児に対する正しい意識の普及と、疾病・異常の早期発見及び育児不安の軽減、児童虐待予防のため、保健師による訪問指導を行います。産後の健康管理を含め、母親の精神面の支援も行います。</p> <p>・H27～30年度：訪問率 100%</p> <p>【子ども・子育て関連事業 参照 P38】</p>
母子健康相談 ／健康福祉課	<p>妊娠・出産・育児に関する相談を行い、母親の精神的不安の軽減を図り、楽しく子育てができるように援助します。</p> <p>今後も、「やんちゃクラブ」との同時に開催により気軽な相談機会として活用を促進するとともに、年に4回は、専門職（心理士）に相談できる機会を設けます。</p> <p>・H30年度：月1回実施</p>
子どもの事故予防 ／健康福祉課	<p>子どもの家庭内における事故防止や心肺蘇生法等に関する正しい知識の普及に努めます。</p> <p>今後も、乳幼児健診の機会にパンフレット等を用いながら事故予防の保健指導を実施します。また、起きてしまった事故については、乳幼児健診時のアンケートからその内容を把握し、原因や今後の対策等を当事者とともに検討し、さらなる乳幼児の事故防止に努めます。</p>
予防接種の推進 ／健康福祉課	<p>乳幼児を対象に、予防接種法に基づく予防接種の早期接種を勧めます。その他の予防接種に関しても適切な情報を提供し、助言援助していきます。</p> <p>今後も、乳幼児健診の機会を通じて保護者の意思を尊重しながら、乳幼児期に受ける予防接種のメリットをわかりやすく説明して接種の勧奨を行います。</p>
小児医療の充実 ／健康福祉課	<p>小児医療の診療体制や緊急時の対応等、広域的な医療体制づくりに向け、働きかけを強化していきます。</p>

3-3 食育の推進

■施策の方向性■

妊産婦等を対象とした事業から乳幼児期、学童期を対象として実施し、地域と子どもたちをつなぎ、世代を超えた食育を推進します。

事業名/担当課	取り組み内容
妊産婦栄養相談 ／健康福祉課	母子健康手帳交付時の栄養相談やモグモグ教室での栄養相談を実施します。窓口相談を徹底し、教室参加を促進します。 無理なダイエットや朝食欠食、偏った食事・食生活を送る親世代の増加が懸念されることから、事業の強化対策を検討します。
乳幼児健診栄養相談 ／健康福祉課	乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診において、月齢や年齢、発達に応じた個別栄養相談を実施します。
乳幼児期対象の教室 ／健康福祉課	離乳食講習会、モグモグ教室、子育て教室、ぱっくん食育教室等で、試食の提供や調理実習、食育講話を実施します。 また、必要に応じ、栄養相談を実施します。参加対象の拡大、内容の充実を図ります。 今後も、参加者が「できそう」「やってみたい」と思える食事やおやつを提示し、食生活改善に繋がるような教室を開催します。
学童期の教室 ／健康福祉課	親子食育教室、調理実習、食育講話を実施します。参加対象の拡大、内容の充実を図ります。 今後も、川場村食生活改善推進協議会の協力を得るとともに、認定こども園や教育委員会との連携を強化し、事業を実施します。
食育の実践 ／健康福祉課	教育・農政・保健分野で連携を図り、5歳児の食育教室や、小学校の総合学習等で食育を実践します。対象の拡大、内容の充実を図ります。 今後も、川場村食生活改善推進協議会の協力を得るとともに、認定こども園や教育委員会との連携を強化し、事業を実施します。
小児生活習慣病予防対策（子どもの健診） ／健康福祉課	健康栄養調査の実施、事後指導での栄養指導、栄養教育を継続実施します。近年、検査値が基準を上回った子どもは対象者の約3割であり、年々増加傾向にあることから、親世代・祖父母世代に対する食育事業とも連携し、個人の健康増進に役立つだけでなく、地域全体での食育推進に役立つよう事業を実施します。

4 子ども・家庭の状況に応じた支援

4-1 児童虐待防止対策の充実

■施策の方向性■

子どもの権利擁護に即した体罰によらない子育ての推進等、児童虐待に関する意識を啓発するとともに、関係機関の連携を深め、児童虐待の発生予防や早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行います。

本村では、「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の未然防止に努めています。家庭、地域、行政や関係機関等との連携を強化し、情報の共有化を図る中で、共通認識に立った支援体制を整えています。

今後も、子育て中の保護者が、子育てにストレスを溜めないような環境づくり、悩みを気軽に相談でき、適切な指導が行える体制づくりに努めていきます。

事業名/担当課	取り組み内容
児童相談事業 ／健康福祉課	児童相談の充実を図るため、児童相談専用電話を設置しています。 村民へのさらなる周知を図るとともに、児童相談に関する専門性の高い職員を配置し、児童相談所との連携を強化し、児童虐待の発生予防や早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行います。
要保護児童対策地域協議会の充実 ／健康福祉課	要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、関係機関や関係団体等と連携し、児童福祉の充実を図ります。情報の共有化を図り、共通認識に立った支援体制を継続していきます。 第1期計画期間においては、代表者会議を年1回、実務者会議を年6回実施してきましたが、今後とも、個別ケースを含めた検討会を実施するなど情報の共有を図るとともに、県児童相談所職員等を講師とした研修会を開催するなど、要保護児童や早期発見、発生時の迅速・的確な対応に向けた体制を強化します。
虐待通告義務の広報 ／健康福祉課	虐待発見者の通告義務について、認定こども園、学校等の児童施設を含め、広く住民に周知し、虐待の早期発見に努めます。 今後は、健康福祉まつり等各種イベントにおいて、村民へ直接パンフレットを配布するなど、より積極的な周知方法を検討します。

4-2 障がい児施策の充実

■施策の方向性■

障がいのある子どもや発達に遅れのある子どもの支援を行う上で、とても重要となってくるのは、関係機関との連携です。一貫した支援を行うためにも関係機関での協力体制を整えます。

障がい児の健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、切れ目のない支援と、各種の子育て支援事業との連携を図ります。

事業名/担当課	取り組み内容
健診体制の強化 ／健康福祉課 教育委員会	乳幼児健診や就学時健診及び学校における健康診断に専門職を配置しました。 今後も、発育面での異常の早期発見とともに、発達障がい等の発見のための体制強化を図ります。
相談体制の充実 ／健康福祉課	保健師の相談に加え、専門職による発達相談等により、保護者に対する助言指導等の相談体制の充実を図っています。保護者の意見を尊重しながら、適切な情報を提供します。
指導教室の実施 ／健康福祉課	発達の心配がある子どもを対象に、専門職による運動・言語発達等の発達を促す遊びを中心とした集団指導教室については、県の事業を活用しています。 今後は、村での事業実施についても検討していきます。
関係機関との連携強化 ／健康福祉課 教育委員会	認定こども園・小中学校・教育委員会と情報交換会を行うなど連携を強化し、一貫した支援が行えるようにしています。また、必要に応じて県の専門的技術支援を受け、障がいの知識の普及や適切な対応に関する助言や指導を行います。
認定こども園・学童保育の受け入れ ／健康福祉課	認定こども園・学童保育において、障がい児等の受け入れ体制を整え、障がいの程度によって対応していきます。障がい児保育について、助成措置を行っています。 また、職員の研修を通じて障がい児への理解を深め、関係機関と連携を図りながら推進していきます。

4-3 子育て家庭に対する経済的支援

■施策の方向性■

子育て家庭にとって、養育費や教育費、医療費などの負担はますます大きく、経済的な支援を望む声が高まっており、経済的負担感の軽減を実感できる支援が望まれています。子育て家庭に対する経済的負担感の軽減のため、制度等を周知し、対象者の利用促進を図ります。

事業名/担当課	取り組み内容
子育て支援金 ／健康福祉課	平成 23 年度より子育て家庭の支援事業として実施しています。今後も継続して実施します。 出生時 第1子：100,000 円 第2子：200,000 円 第3子以降 300,000 円 小中学校入学時 50,000 円

事業名/担当課	取り組み内容
定期券購入費補助 ／むらづくり振興課	高等学校等に通学する川場バス定期券の購入費を半額補助しています。
子どもの医療費無料化 ／健康福祉課	群馬県内全市町村で、中学生まで医療費の無料化を実施しています。

4-4 子どもの貧困対策の推進

■施策の方向性■

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがなく、子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるよう、子どもの貧困の解消に向けて平成26年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されるとともに、同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定され、さらに令和元年6月には法改正により、市町村は、子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努力義務が規定されました。

本村においても、前項の支援策に加え、健康福祉課、教育委員会、川場村社会福祉協議会等の関係機関が連携し、さらなる施策の推進を図ります。

事業名/担当課	取り組み内容
生活困窮家庭の子どもに対する学習支援策の検討 ／健康福祉課 教育委員会	いわゆる「貧困の世代間連鎖」を断ち切り、生活困窮家庭の子どもが経済的に自立できる人材として育成されるよう、教育ボランティア等による学習支援の施策を実施します。
低所得者対策の利用促進 ／健康福祉課	生活困窮の状態にある方を川場村社会福祉協議会で実施される生活困窮者自立相談支援事業等の低所得者対策につなげ、困窮状態の解決、自立の促進等を図ります。
母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業の周知 ／健康福祉課	母子家庭の母又は父子家庭の父の主体的な能力開発の促進により、経済的な自立を支援する「母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金事業」の周知し、利用の促進を図ります。

5 子どもや子育て家庭を支える地域づくり

5-1 安心・安全なむらづくり

■施策の方向性■

保護者や子どもたちが安心して暮らし、成長するための環境づくり、及び子育てを楽しめるようなむらづくりを推進します。

事業名/担当課	取り組み内容
通学路の整備 ／田園整備課	子どもたちの安全な登下校を確保するために、通学路における道路施設の点検を定期的実施し、危険箇所の早期発見に努めるなど、通学路の歩道を重点的に整備し、安全確保を推進します。 また、冬期間の積雪・凍結対策として、登下校時間前までの除雪・砂まきを、関係機関の協力を得て継続します。
歩行エリアの確保 ／総務課 教育委員会	交通指導員、PTAによる登下校時における横断歩道の安全誘導を継続して行います。 また、通学路における防犯灯の設置を継続して推進します。
交通安全の推進 ／総務課	子どもの交通安全を確保するためにも、運転者の交通マナーアップが必要で、大人も含めた「交通安全」の啓発活動に努めます。 また、認定こども園、小・中学生とも、学級活動を活用して交通安全教室を行っています。 今後も、沼田警察署との連携を取り、わかりやすい交通安全教室を継続して推進していきます。
犯罪等に関する情報提供 ／総務課 教育委員会	犯罪防止のためのパンフレット配布、街頭啓発などにより、犯罪抑止に努めます。 また、緊急を要する情報については、警察等と連携し、また、防災無線や防災メールを活用して情報を実施します。
防犯教育の充実 ／教育委員会	学校教育において、子どもが自ら身を守ることができるよう防犯知識の習熟に努めます。

第5章 子ども・子育て支援制度に基づく目標設定

1 近年の出生数と児童人口の推計

平成26年～30年の出生数は次のとおりです。

■出生数

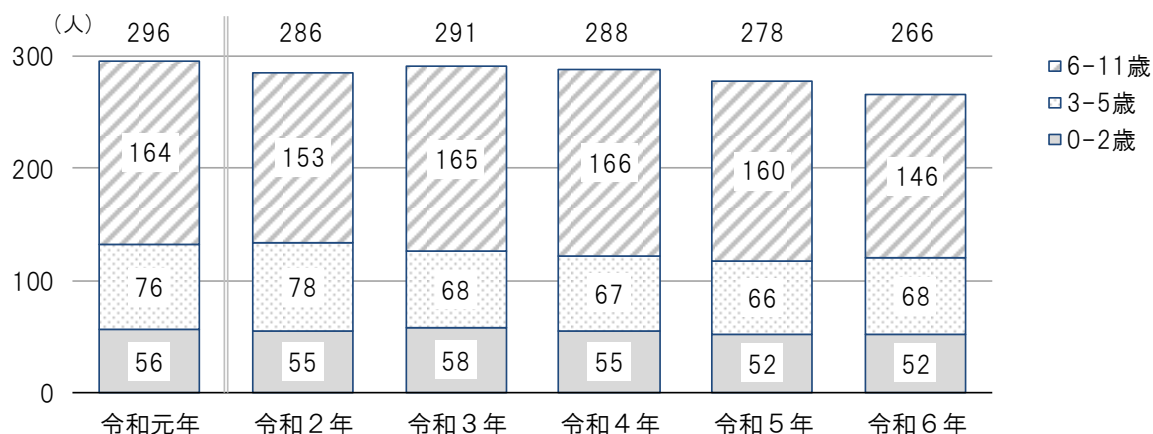
	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
出生数	25	22	17	14	17

上記出生数を勘案し、住民基本台帳人口によるコーホート変化率法で推計した0歳～11歳の人口は次のとおりとなります。

■0歳～11歳の推計人口

年齢	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	18	17	16	16	15	16
1歳	16	21	19	18	18	17
2歳	22	17	23	21	19	19
3歳	25	23	18	24	22	20
4歳	29	26	24	19	25	23
5歳	22	29	26	24	19	25
6歳	27	22	29	26	24	19
7歳	32	27	22	29	26	24
8歳	29	31	27	22	28	25
9歳	26	29	31	27	22	28
10歳	18	26	30	32	28	22
11歳	32	18	26	30	32	28
合計	296	286	291	288	278	266
0-2歳	56	55	58	55	52	52
3-5歳	76	78	68	67	66	68
6-11歳	164	153	165	166	160	146
合計	296	286	291	288	278	266

■0歳～11歳の推計人口（年齢区分別）



2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載が必要です。

本村では、生活圏域等を考慮し、区域設定をすることが必ずしも教育・保育のサービス向上につながるとは言えないことから、第1期計画と同様に、村全域を1圏域とします。

3 幼児期の教育・保育及び地域型保育事業

市町村子ども・子育て支援事業計画では、計画期間における、保育所、幼稚園、認定こども園及び地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）について、第1期計画期間における利用実績、ニーズ調査結果等に基づき、認定区別に必要な見込みを設定し、その見込み量に対応するように確保内容とその時期を定めます。

認定区分

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 地域型保育事業

4 子どものための教育・保育給付

4-1 平成27年度から令和元年度までの利用実績と対計画比

第1期計画期間である平成27年度から令和元年度における見込量と実績値は次のとおりです。見込量を上回る実績となっている区分もありますが、認定こども園において対応しました。

1号～3号認定の利用実績と対計画比

(人、%)

	平成27年度				平成28年度			
	3～5歳		1,2歳	0歳	3～5歳		1,2歳	0歳
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
見込量(a)	38	54	32	7	36	52	30	7
実績値(b)	34	52	34	11	9	57	30	8
対計画比(b/a)	89.5%	96.3%	106.3%	157.1%	25.0%	109.6%	100.0%	114.3%

	平成29年度				平成30年度			
	3～5歳		1,2歳	0歳	3～5歳		1,2歳	0歳
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
見込量(a)	35	50	30	7	19	62	30	5
実績値(b)	11	59	32	8	16	61	28	2
対計画比(b/a)	31.4%	118.0%	106.7%	114.3%	84.2%	98.4%	93.3%	40.0%

	令和元年度			
	3～5歳		1,2歳	0歳
	1号	2号	3号	
見込量(a)	18	60	30	5
実績値(b)				
対計画比(b/a)				

4-2 令和2年度から令和6年度までの量の見込み及び確保の内容

0歳～5歳児の推計人口、第1期計画期間における利用実績及びアンケート調査結果等を勘案し、本計画期間中の量の見込み及び確保内容について以下のとおり設定しました。

1号～3号認定の見込み量

(人)

	令和2年度				令和3年度			
	3～5歳		1,2歳	0歳	3～5歳		1,2歳	0歳
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
①量の見込み	12	64	24	8	10	56	27	7
②確保の内容	15	59	31	12	15	59	31	12
②-①	3	▲5	7	4	5	3	4	5

	令和4年度				令和5年度			
	3～5歳		1,2歳	0歳	3～5歳		1,2歳	0歳
	1号	2号	3号		1号	2号	3号	
①量の見込み	10	55	24	7	10	54	23	7
②確保の内容	15	59	31	12	15	59	31	12
②-①	5	4	4	5	5	5	8	5

	令和6年度			
	3～5歳		1,2歳	0歳
	1号	2号	3号	
①量の見込み	9	56	23	7
②確保の内容	15	59	31	12
②-①	6	3	8	5

5 地域子ども・子育て支援事業の提供

5-1 利用者支援

子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、子育てや教育・保育の利用に必要な情報の提供、助言などを含めた支援を行います。

令和2年度末までに、子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠・出産・子育てに関する「包括的な支援」を通じて、妊産婦や乳幼児等の生活の質の改善・向上や、胎児・乳幼児にとって良好な生育環境の実現・維持を目指します。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
子育て世代包括支援センター設置数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

5-2 地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

第1期計画期間では利用を見込んだものの、実績はありませんでした。今後は、利用者ニーズを注視し、地域子育て支援センターの設置等を検討していきます。

5-3 妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健診）

妊娠及びお腹の赤ちゃんの健康の保持及び増進を図るため、妊娠に、14回の健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を行い、また妊娠期間中の適時に医学的検査を実施する事業で、健診費用を村が助成します。

今後も、実施体制を確保しつつ、早期受診につながるよう医療機関と連携して働きかけを行い、100%の実施を目指します。

(人回)

	利用実績と対計画比				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
①計画値	294	294	294	280	280
②利用実績	233	209	148	213	
③対計画比 ②÷①	79.3%	71.1%	50.3%	76.1%	

(人回)

	量の見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	238	224	224	210	224
②確保の内容	238	224	224	210	224
②-①	0	0	0	0	0

5-4 乳児家庭全戸訪問事業

子育てについての情報提供や養育環境の把握、相談・助言等の援助を行う等の目的で、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問する事業です。

対象者数（人口推計の0歳児人口を出生数と想定）は、15～17人程度で推移すると想定されます。

今後も、すべての家庭の状況を把握するために全戸の訪問（100%）を目指します。

（人）

	利用実績と対計画比				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
①計画値	21	21	21	20	20
②利用実績	25	23	23	17	
③対計画比 ②÷①	119.0%	109.5%	109.5%	85.0%	

（人）

	量の見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	17	16	16	15	16
②確保の内容	17	16	16	15	16
②-①	0	0	0	0	0

5-5 養育支援訪問事業等

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

本村では、当面、本事業としては実施しませんが、乳児家庭全戸訪問事業などの母子保健施策を通じて必要な支援を行っていきます。

5-6 子育て短期支援事業

子育て短期支援事業は、保護者の疾病や仕事等により、家庭において子どもを養育していくことが一時的に困難な場合に利用できる事業です。

アンケート調査の希望はありませんでしたが、本村単独で実施が困難であることから、利用ニーズを踏まえながら、近隣市町村との連携を図り、提供体制について検討していきます。

5-7 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

子どもの権利擁護に即した体罰によらない子育ての推進等、児童虐待に関する意識を啓発するとともに、関係機関の連携を深め、児童虐待の発生予防や早期発見、発生時の迅速・的確な対応が行えるよう、継続的に地域ネットワークの機能強化を図ります。

	量の見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
要保護児童等対策地域協議会・代表者会議の開催回数	1	1	1	1	1
同・実務者会議の開催回数	6	6	6	6	6

5-8 一時預かり事業

一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、保育所その他の場所で一時的に預かる事業です。

第1期計画では、アンケート調査結果から延べ1,700人程度の利用を見込んでいましたが、利用実績はありませんでした。

今後は、利用ニーズの動向に注視するとともに、子どもだけでなく、高齢者等も含めた、複合的な支援のあり方を検討していきます。

5-9 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

病児・病後児保育事業は、地域の児童が発熱等で急に病気になった場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業、及び保育中に体調不良となった児童を保育所の医務室等で看護師等が緊急的な対応等を行う事業です。

第1期計画では、アンケート調査結果から延べ1,700人程度の利用を見込んでいましたが、利用実績はありませんでした。

今後は、利用ニーズの動向に注視するとともに、本村単独で実施が困難であることから、近隣市町村や医療機関との連携を図り、提供体制について検討していきます。

5-10 時間外保育事業（延長保育事業）

保育所利用者を対象に、通常の延長保育時間以降に保育を希望する場合に提供する事業です。本村の場合、18時30分～19時までの保育を実施しています。

第1期計画期間には、計画値を上回る利用実績となりました。この実績を踏まえ、児童数の減少を勘案して、本計画における量の見込を次のとおり設定しました。

(人)

	利用実績と対計画比				
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
①計画値	34	33	32	30	29
②利用実績	50	49	49	41	
③対計画比 ②÷①	147.1%	148.5%	153.1%	136.6%	

(人)

	量の見込み				
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み	46	60	58	56	57
②確保の内容	60	60	60	60	60
②-①	0	0	0	0	0

5-11 放課後児童クラブ・放課後子ども教室

①放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。

第1期計画期間には、計画値を上回る利用実績となりました。この実績を踏まえ、児童数の減少を勘案して、本計画における量の見込を次のとおり設定しました。

(人、%)

		利用実績と対計画比				
		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
低学年	①計画値	59	59	56	65	62
	②利用実績	52	44	44	58	50
	③対計画比 ②÷①	88.1%	74.6%	78.6%	89.2%	80.6%
高学年	①計画値	21	22	22	18	19
	②利用実績	12	26	27	27	27
	③対計画比 ②÷①	57.1%	118.2%	122.7%	150.0%	142.1%

(人)

		量の見込み				
		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
①量の見込み		69	74	78	74	67
	低学年	44	43	45	45	39
	高学年	25	31	33	29	28
②確保の内容		88	88	88	88	88
	②-①	19	14	10	14	21

②一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の整備

放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動が一体的または連携した運営がなされるよう推進します。

放課後児童クラブの児童厚生員と放課後子ども教室のコーディネーター・学習アドバイザー等が計画の段階から連携・協力しながら、子ども教室に参加する児童のほか児童クラブの児童が参加しやすい共通プログラムを実施して、児童にとって安心・安全な活動場所を整備することを目指します。

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
一体型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

5-12 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を実施する事業です。

アンケート調査結果では、利用希望がないことから本計画におけるサービス量は見込みませんが、ファミリー・サポート・センター事業は、住民同士の互助組織として有効な事業であることから、高齢者等も含めた複合的な支援策を検討していきます。

5-13 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。対象者数や実際に負担する実費徴収の額等を調査し、事業の効果等を勘案した上で、事業実施について検討します。

5-14 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。新規参入施設等があった場合に支援チームを設け、新規施設等に対する実地支援、相談、助言などを行います。新規参入が見込まれた場合に、参入者の施設等経営実績等から事業実施の必要性を総合的に検討します。

6 子ども・子育て支援策に関するその他の推進方策

6-1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

村は、保護者が産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供を行います。

6-2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する群馬県が行う施策との連携

村は、児童虐待防止対策の充実、ひとり親家庭の自立支援の推進、障がい児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実など、県が行う施策との連携を図るとともに、村の実情に応じた施策を関係する各機関と連携を密にして展開します。

6-3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

村は、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しを図るために、県、地域の企業、労働者団体、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを進めます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたって、村内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、認定こども園等の子ども・子育て支援事業者、学校、企業、村民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら取り組みを広げていきます。また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映するとともに、新たな課題についても、積極的に早期に取り組んでいきます。

2 進捗状況の管理

計画の推進にあたっては、施策の実施状況等について各年度において点検、評価を実施します。点検、評価の結果はホームページ等で公表します。なお、計画に定める量の見込みが、大きく変動する場合には計画の一部見直しを必要に応じて行います。

資料編

1. アンケート調査結果の概要
2. 川場村子ども・子育て会議における審議経過
3. 川場村子ども・子育て会議設置要綱
4. 川場村子ども・子育て会議委員名簿

1 アンケート調査結果の概要

1-1 調査の目的

この調査は、「第2期川場村子ども・子育て支援事業計画」の中で、確保を図るべき教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を算出するため、村民の皆様の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」を把握するためにアンケート調査を行いました。

1-2 調査の対象

このアンケート調査の種類と対象者は、次のとおりです。

①調査の種類と対象者

調査の種類	対象者	配布数
就学前児童	就学前児童の保護者	101票
就学児童	就学児童（小学校1～3年生）の保護者	79票

②調査実施概要

調査の種類	配布回収	調査期間
就学前児童	郵送配布・郵送回収 こども園を通じて配布・回収	H30年12月18日～ H31年1月10日
就学児童	小学校を通じて配布・回収	

③回収結果

調査の種類	調査票配布数	回収数	回収率
就学前児童	101	91	90.1%
就学児童	79	70	88.6%

※集計結果について

今回の調査結果は、小数点第2位を四捨五入し、構成比率（パーセント）で小数点第1位までを表示しています。また、各設問の「N」は回答者数を表しています。

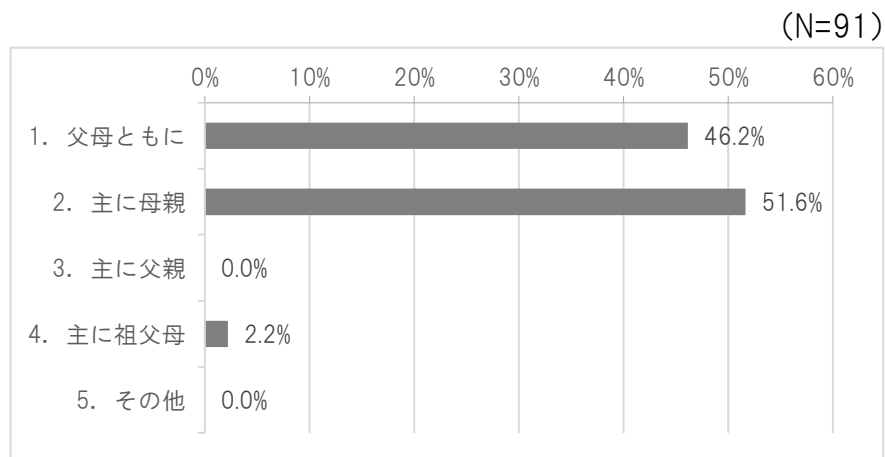
構成比率は、回答者数を分母として求めていますので、複数回答の場合はその合計が100%以上となります。

1-3 調査結果概要

(1) 就学前児童調査

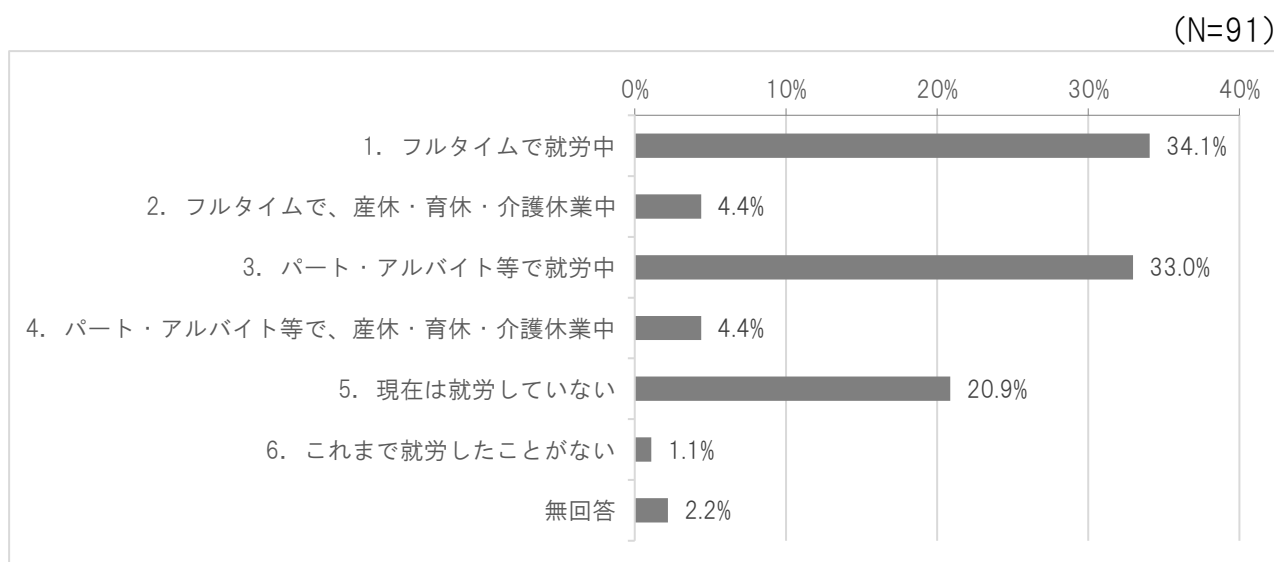
■家庭での子育てを主に行っている方について

家庭内で子育てを主に行っているのは、「主に母親」が51.6%、「父母ともに」が46.2%とわずかに母親主体となっています。



■母親の就労状況

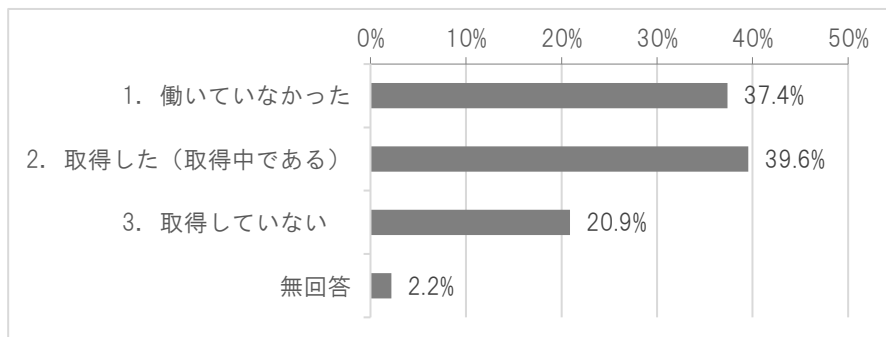
回答者のうち、34.1%が「フルタイムでの就労」と回答している一方で、33.0%の方が「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）」と回答しています。



■母親の育児休業取得

39.6%の方が「2.取得した（取得中である）」、20.9%の方が「3.取得していない」と回答しています。一方、37.4%の方が、「1.働いていなかった」と回答しています。

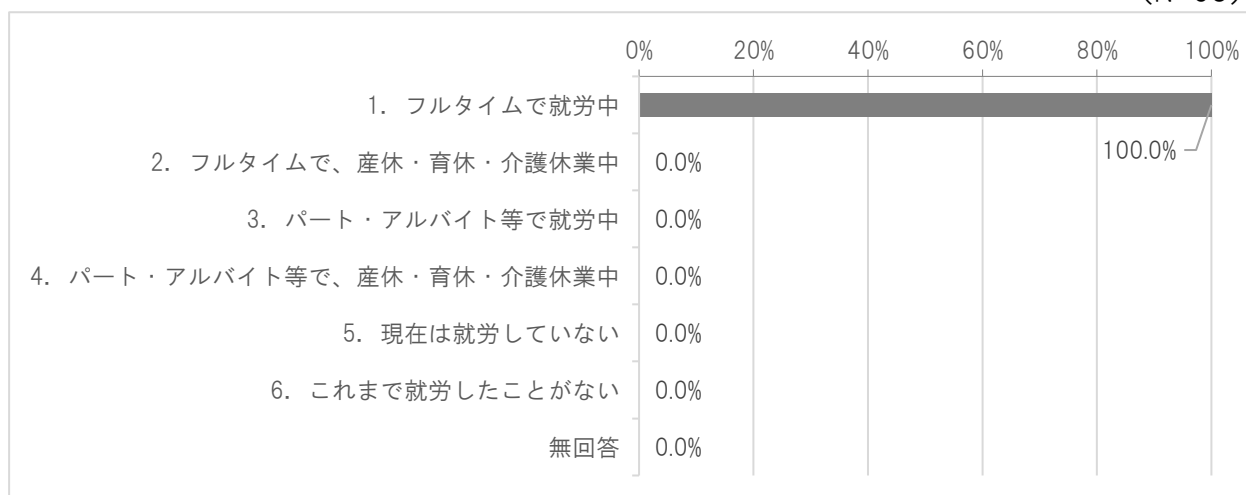
(N=91)



■父親の就労状況

回答いただいた方全員が、「フルタイム（週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している」と回答しています。

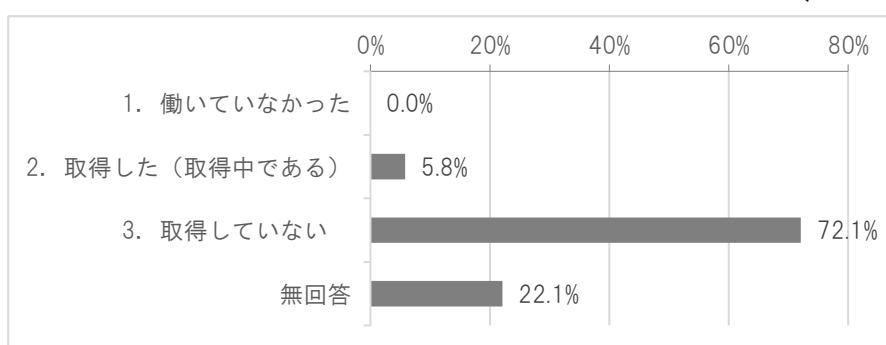
(N=68)



■父親の育児休業取得

72.1%の方が「3.取得していない」と回答しています。

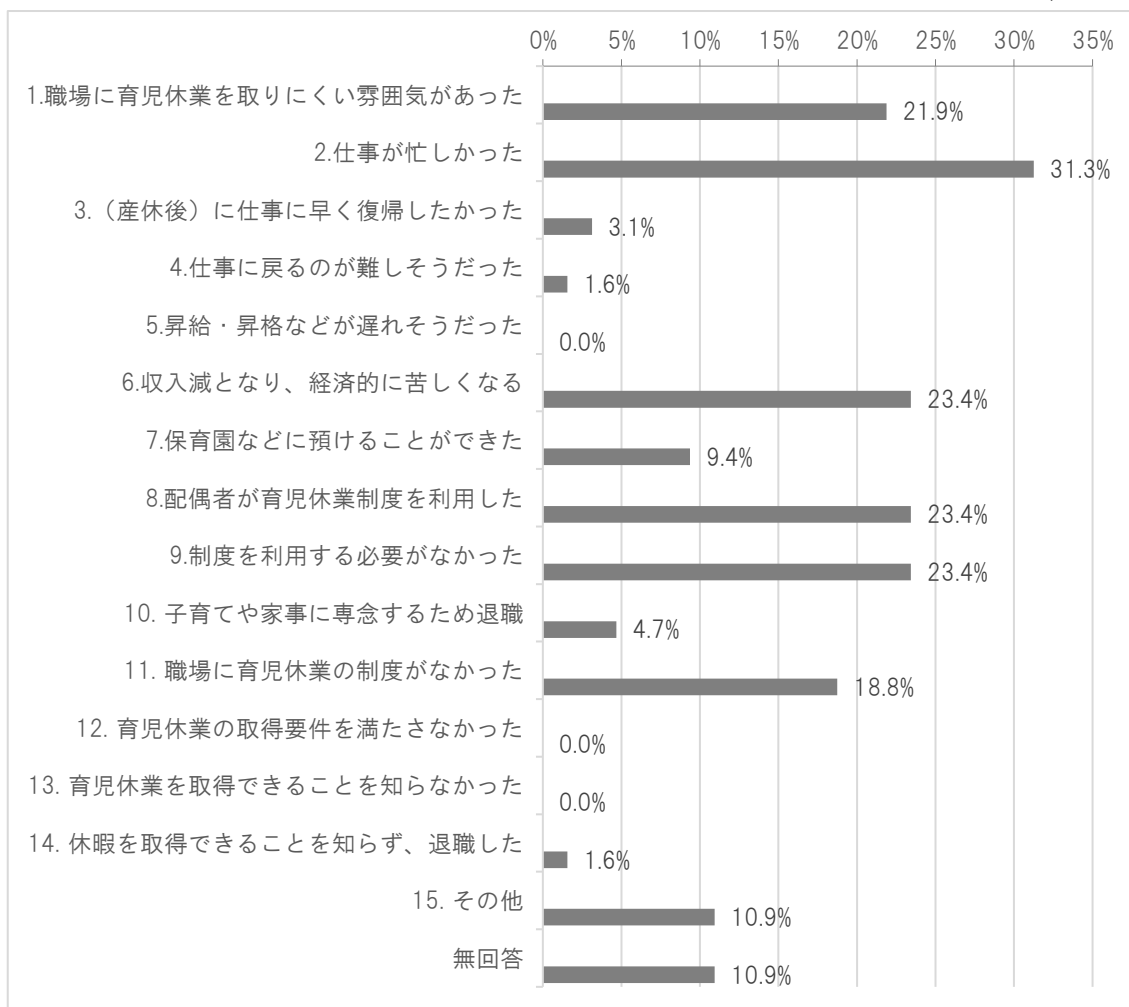
(N=86)



■育児休業を取得していない理由（複数回答）

72.1%の方が「3.取得していない」と回答しています。

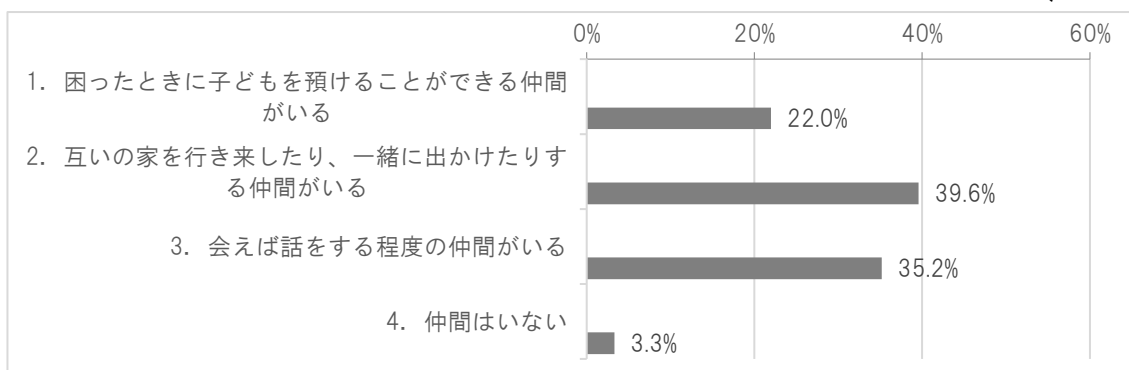
(N=64)



■子育ての仲間の存在について

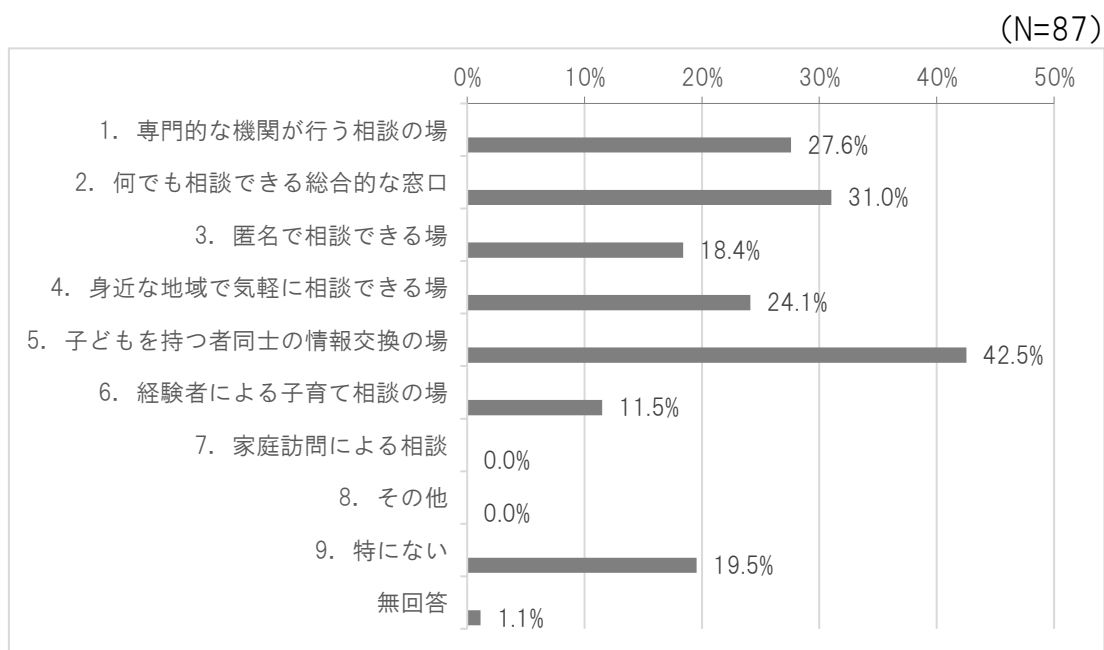
回答者の39.6%の方が「2. 互いの家を行き来したり、一緒に出かけたりする仲間がいる」、35.2%の方が「3. 会えば話をする程度の仲間がいる」と答えています。

(N=91)



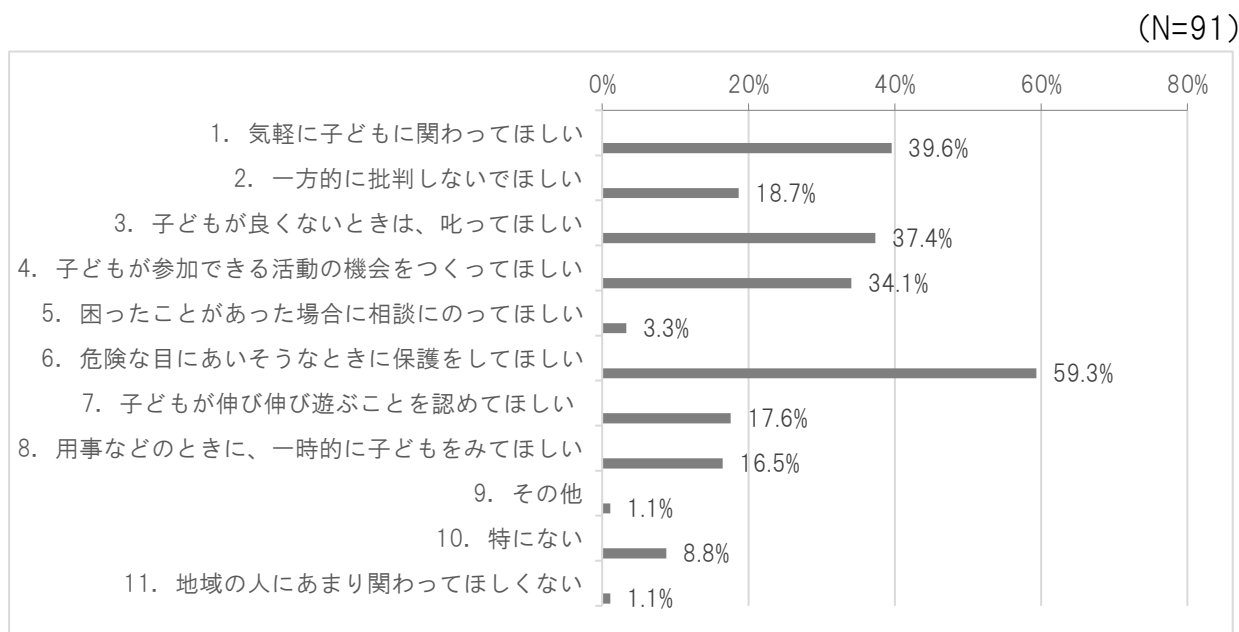
■子育てについての相談場所として充実の希望内容（複数回答）

回答者の42.5%の方が「5. 同年齢の子どもを持つ者同士の相互の相談・情報交換の場」と回答しています。



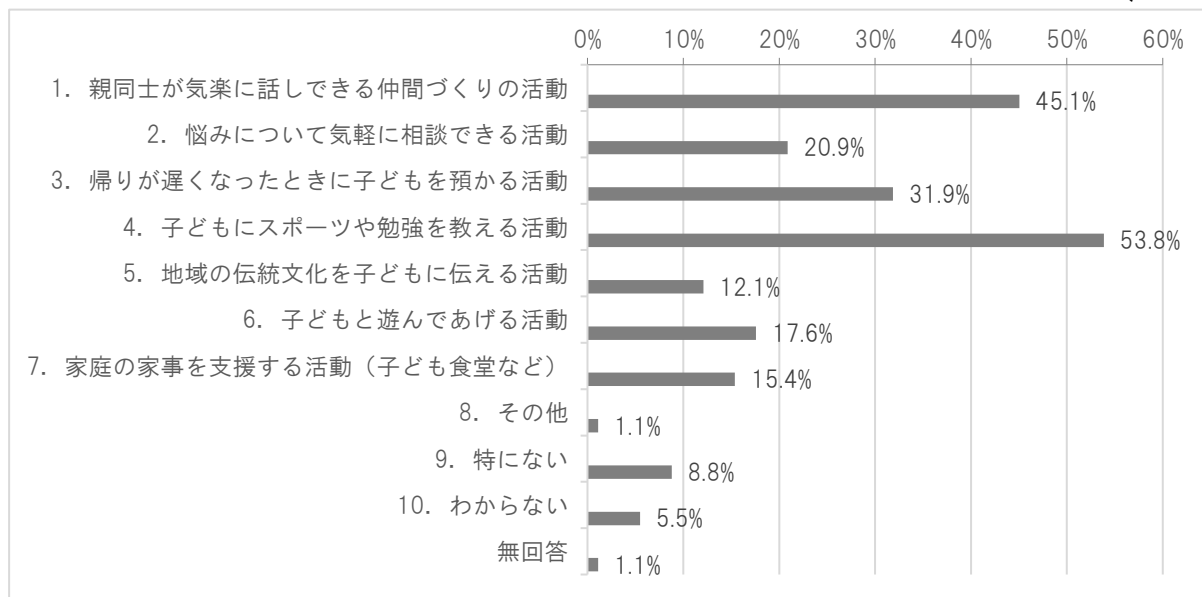
■子育てに関して、地域の人への要望（複数回答）

回答者の59.3%の方が「6. 子どもが危険な目にあいそうなときに手助けや保護をしてほしい」と回答しています。



■身近な地域で、子育てに関する地域活動の充実内容の希望について（複数回答）
 回答者の53.8%の方が「4. 子どもにスポーツや勉強を教える活動」、45.1%の方が「1. 子育てをする親同士が気楽に話しできる仲間づくりの活動」、31.9%の方が「3. 不意の外出や親の帰りが遅くなったときに子どもを預かる活動」、20.9%の方が「2. 子育てに関する悩みについて気軽に相談できる活動」と回答しています。

(N=91)

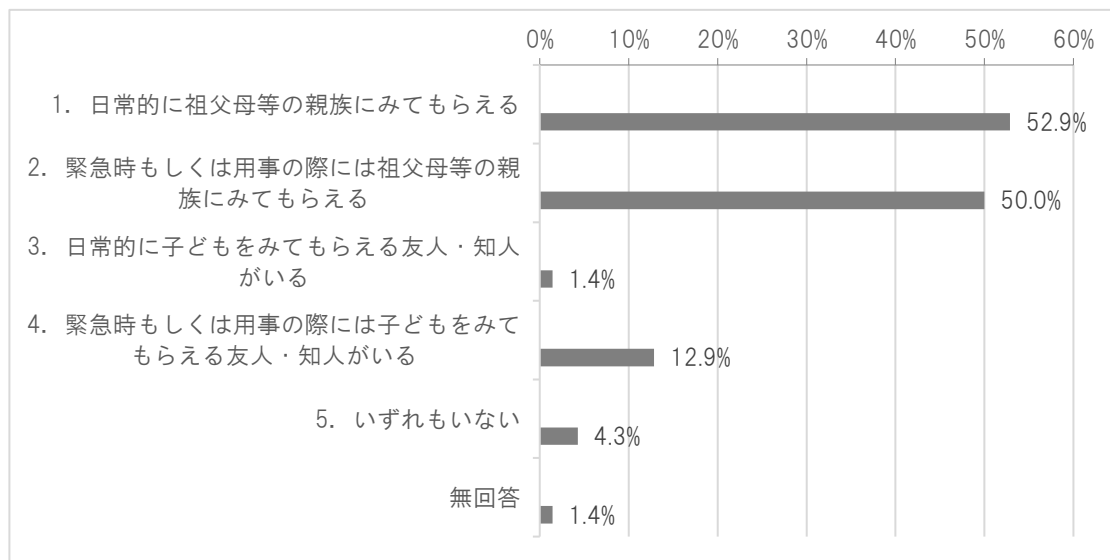


(2) 就学児童調査

■日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無（複数回答）

回答者の52.9%の方が「1. 日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」、50.0%の方が「2. 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と回答しています。

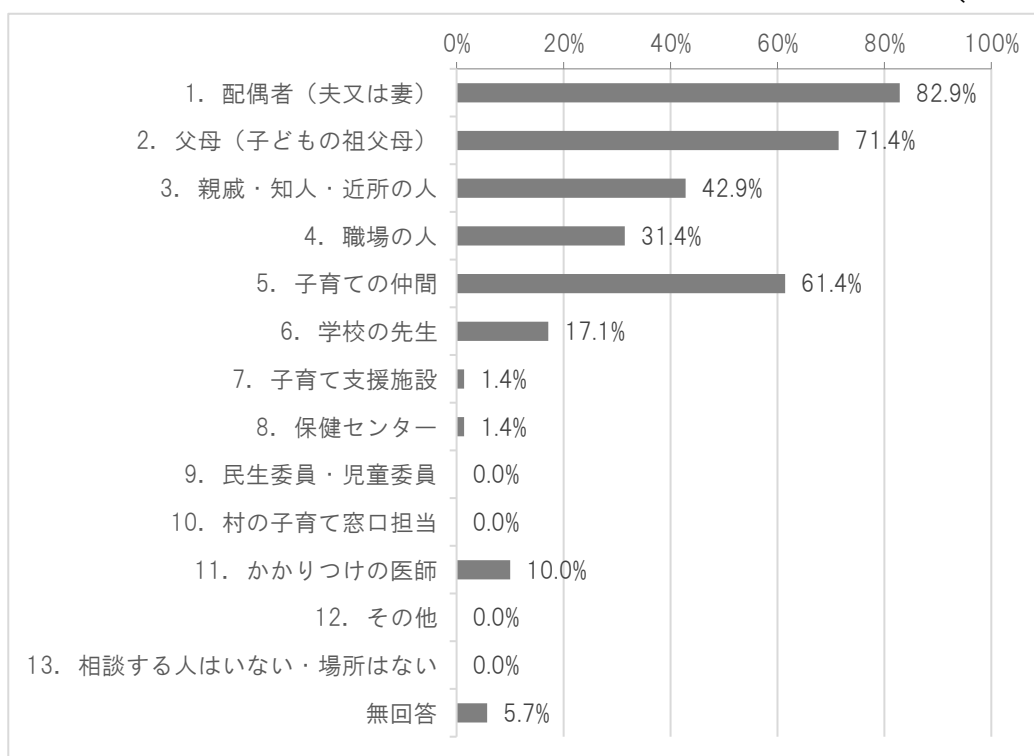
(N=70)



■日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人の有無（複数回答）

回答者の82.9%の方が「1. 配偶者」、71.4%の方が「2. 子どもの祖父母等の親族」、61.4%の方が「5. 子育ての仲間」と回答をしています。

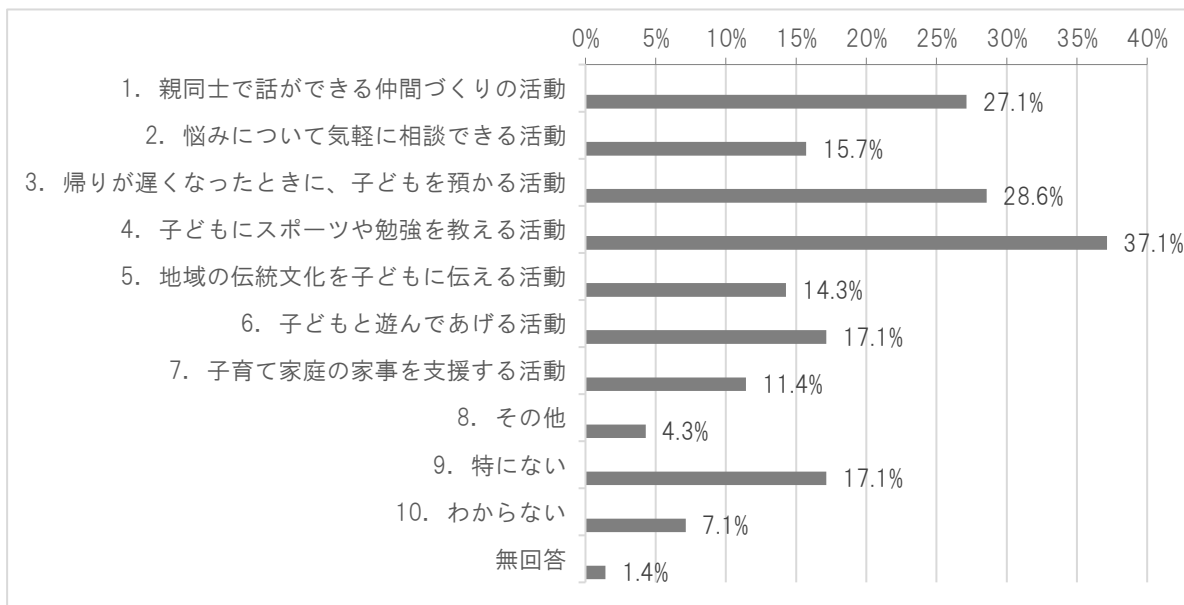
(N=70)



■身近な地域で、子育てに関する地域活動の充実内容の希望について（複数回答）

回答者の 37.1%の方が「4. 子どもにスポーツや勉強を教える活動」、次に 28.6%の方が「3. 不意の外出や親の帰りが遅くなったときなどに、子どもを預かる活動」、27.1%の方が「1. 子育てをする親同士が気楽に話しできる仲間づくりの活動」と回答しています。

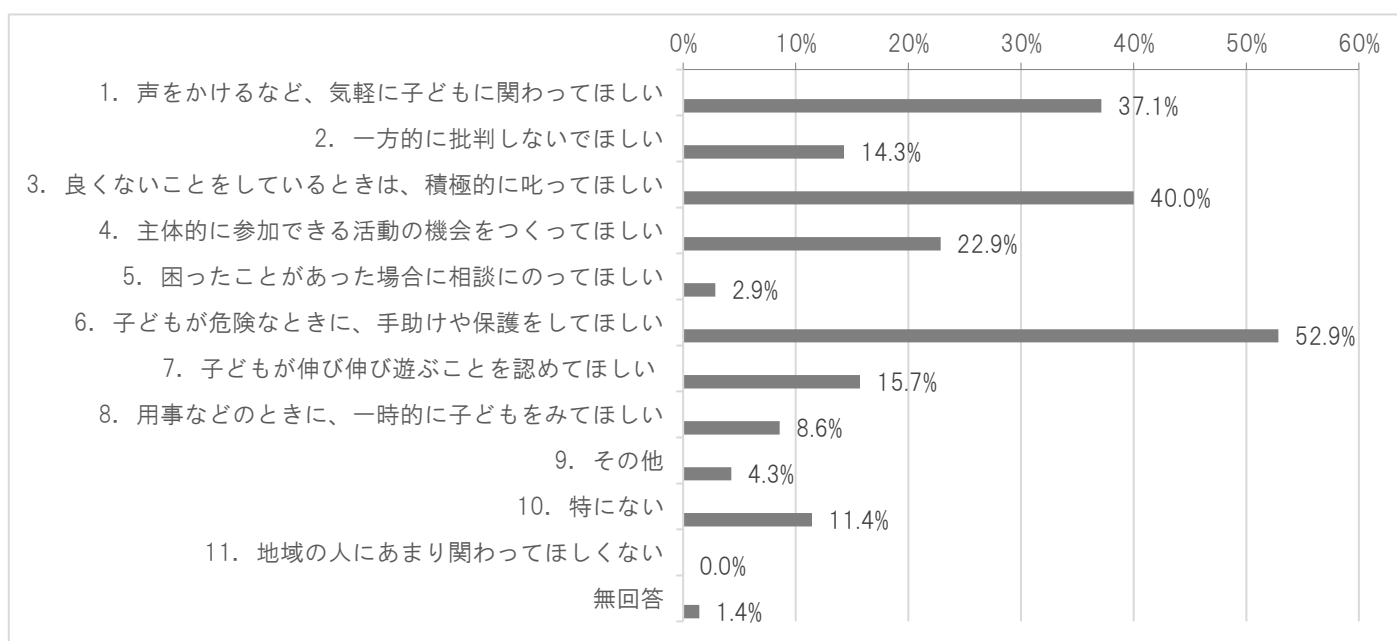
(N=70)



■子育てするうえで、地域の人に望みたいこと（複数回答）

回答者の 52.9%の方が「6. 子どもが危険な目にあいそうなときに、手助けや保護をしてほしい」、次に 40.0%の方が「3. 子どもが良くないことをしているときは、積極的に叱ってほしい」と回答しています。

(N=70)



2. 川場村子ども・子育て会議における審議経過

開催日	審議内容
平成30年9月4日	(1)「川場村子ども・子育て支援事業計画」について ①計画事業の進捗状況について ②次期計画策定のスケジュール・ニーズ調査について (2) その他
平成30年11月30日	(1)「川場村子ども・子育て支援事業計画」について ①次期計画策定のニーズ調査の実施について ②ニーズ調査に係るアンケート調査票について (2) その他
平成31年3月19日	(1)「川場村子ども・子育て支援事業計画」について ①子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査について ②「第2期川場村子ども・子育て支援事業計画」策定スケジュールについて (2) その他
令和元年10月15日	(1) 川場村子ども・子育て会議の役割について (2) 第2期川場村子ども・子育て支援事業計画策定スケジュールについて (3) 委員の任期について (4) 副会長の選任について (5) 子ども・子育て支援事業計画について (6) 子ども・子育てを取り巻く現状と課題について
令和元年12月23日	(1)「川場村子ども・子育て支援事業計画」について (2) その他
令和2年2月7日	(1)「川場村子ども・子育て支援事業計画」について ①計画最終案（パブリックコメント版案）の審議について ②意見公募（パブリックコメント）の実施について ③今後の予定について

3. 川場村子ども・子育て会議設置要綱

川場村子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、川場村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、村長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査・審議し、答申し、又は意見を述べることができる。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、村長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 学識経験者
- (3) 子ども・子育て支援に関し関係団体の推薦を受けた者
- (4) 子ども・子育て支援事業関係者
- (5) その他村長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、参考意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この訓令は、平成25年12月1日から施行する。

4. 川場村子ども・子育て会議委員名簿

令和元年12月13日現在

NO.	委員名	所属団体・役職名等	選出区分	備考
1	宮内 崇成	令和元年度かわば森のこども園保護者会長	子どもの保護者	
2	木村 貴裕	令和元年度かわば森のこども園保護者副会長		
3	角田 雄一郎	令和元年度川場小学校PTA会長		
4	大根田 好子	令和元年度川場小学校PTA副会長		
5	小林 信行	川場村子ども会育成連絡協議会長		
6	関 京治	川場村教育委員会 教育長職務代理者	学識経験者	
7	坂本 守善	川場小学校長		
8	千木良 敏雄	川場村民生委員児童委員協議会会長	関係団体の推薦を受けた者	
9	金子 みつ江	川場村主任児童委員		会長
10	丸山 春子	川場村婦人会長		副会長
11	梶 千佳子	川場村母子保健推進員		
12	高梨 弘孝	かわば森のこども園 園長	事業関係者	
13	高梨 初美	かわば森のこども園 副園長		
14	内田 美登利	かわば学童クラブ 放課後支援員		

川場村第2期子ども・子育て支援事業計画

発行日 令和2年3月

発行 川場村

企画・編集 健康福祉課

〒378-0101 群馬県利根郡川場村大字谷地 2390-2

TEL : 0278-52-2111